

# 第 2 期 小野市地域福祉計画

— みんなで支え合い、助け合える地域社会の実現をめざして —

**2013 - 2017**

平成 2 5 年 3 月

**小野市**

## 目 次

第1章 地域福祉計画の策定にあたって.....	1
1 地域福祉計画とは.....	1
2 計画策定の背景と趣旨.....	1
3 計画の位置づけ.....	2
4 計画の期間.....	3
5 計画の策定体制.....	3
第2章 地域福祉を取り巻く現状と課題.....	5
1 数値からみる小野市の現状と課題.....	5
(1) 人口と世帯構成の推移.....	5
(2) 高齢者の動向.....	7
(3) 介護保険における要介護等認定者数の推移.....	8
(4) 子どもの動向.....	9
(5) 障がい者の動向.....	10
2 第1期計画における取組みの現状と課題.....	12
基本目標1 「ひ」ひとづくり.....	12
(1) 地域福祉の担い手の育成と発掘.....	12
基本目標2 「ま」まちづくり.....	13
(1) 重層的・総合的な相談体制の整備.....	13
(2) 効果的な情報ネットワーク体制の構築.....	14
(3) 人権尊重の視点に立った支え合えるまちづくりの推進.....	15
(4) 自立を支えるための基盤づくりへの支援.....	16
(5) 福祉サービス利用者の権利擁護.....	17
(6) 人権と安全を尊重した保健福祉措置の展開.....	17
基本目標3 「わ」和・輪づくり.....	18
(1) 支え合いの基盤となる「福祉コミュニティづくり」の推進.....	18
(2) 地域住民による支え合い活動の促進.....	19
(3) 多様な活動団体同士の交流・連携の促進.....	19
(4) 社会福祉協議会との連携強化.....	20
基本目標4 「り」理想の福祉づくり.....	20
(1) 既存資源の活用による交流・ふれあい活動の拠点づくり.....	20
(2) 防犯・緊急時対応への取り組み.....	21
(3) 福祉教育の推進.....	22
3 市民意向調査の概要等.....	23
4 見直しにあたっての進め方、重点的視点.....	31

第3章 基本理念と基本目標 .....	32
1 基本理念 .....	32
2 計画の基本的な視点 .....	33
3 計画の基本目標 .....	35
4 施策の体系 .....	37
第4章 地域福祉推進に向けた取り組みの展開 .....	37
基本目標1 ひとづくり .....	38
(1) 地域福祉の担い手の発掘と育成 .....	38
(2) 福祉、地域、人権に対する意識の向上 .....	39
(3) 地域福祉活動への市民参加の促進 .....	40
基本目標2 まちづくり .....	41
(1) 重層的・総合的な相談体制の整備 .....	41
(2) 情報提供の充実と情報の共有化 .....	42
(3) 人のつながりによる安全・安心への取り組み .....	43
基本目標3 わ(和・輪)づくり .....	44
(1) 支え合いの基盤となる「福祉コミュニティづくり」の推進 .....	44
(2) 多様な活動団体同士の交流・連携の促進 .....	45
(3) 既存資源の活用による拠点づくり .....	46
基本目標4 りそう(理想)の福祉づくり .....	47
(1) サービスへつなぐ仕組みの充実 .....	47
(2) 多様なサービス提供主体の確保 .....	48
(3) 社会福祉協議会との連携強化 .....	49
第5章 計画の推進 .....	50
1 市民、関係団体、事業者、行政等の協働による計画の推進 .....	50
2 市社会福祉協議会との連携による事業の推進 .....	55
3 地域福祉推進体制の整備 .....	55
資料 .....	56
社会福祉協議会登録ボランティア一覧 .....	58
平成23年度小野市地域づくり協議会事業実施状況 .....	59
関係行政機関窓口 .....	65
小野市地域福祉計画策定委員会設置要綱 .....	66
小野市地域福祉計画策定委員会委員名簿 .....	67
計画策定の経緯 .....	67

## 第1章 地域福祉計画の策定にあたって

---

### 1 地域福祉計画とは

地域福祉とは、年齢や障がいの有無にかかわらず、すべての人が個人としての尊厳をもって、住み慣れた家庭や地域の中で、その人らしく自立し、安心した生活が送れるよう、地域住民、行政、福祉事業関係者など地域を構成するすべての人々が主役となって、地域の生活課題を解決していく取り組みをいいます。

この地域福祉の推進においては、地域内の生活課題や現状を明らかにし、地域社会を構成する住民、行政、市民活動団体、関係機関、福祉事業関係者などが連携・協働し、生活課題を解決するための仕組みや取組を計画的に推進することが重要です。このための計画が「地域福祉計画」です。

### 2 計画策定の背景と趣旨

少子高齢化や核家族化の進展などにより、市民意識の変化とあいまって、家族や地域で相互に支え合う機能が弱まり、社会的なつながりも希薄になるなど、地域社会が大きく変化しています。

また、わが国の社会・経済情勢は、高度成長期から低成長・安定成長期へと移行しましたが、これに伴う社会保障構造の変化は、地域における生活環境に様々な影響を与え、生活不安・ストレスの増大、加えて家庭内暴力、虐待、ひきこもりなどが新たな社会問題となるなど新しい時代に対応できる社会システム、福祉システムが必要になってきました。

これまでの福祉は、社会的に立場の弱い限られた人々に対しての行政の措置としてとらえられがちでしたが、従来型の行政が提供するサービスだけでは、複雑化した地域の福祉課題に対応することができなくなりつつあります。

このような社会情勢の中で、平成12年、社会福祉事業法が改正され、新たに制定された社会福祉法において、「地域福祉の推進」が基本理念の柱の一つとして明確に規定され、市町村地域福祉計画の策定が示されたことから、本市は、平成20年3月に「小野市地域福祉計画」（以下「第1期計画」という。）を策定しました。

この第1期計画においては、だれもが個人の多様性を認め合い、心のふれあいを大切に、相手の立場を理解し、また、やさしさを実践できる「地域社会」を築いていくため、市民一人ひとりが、人と人との「つながり」を大切にし、お互いの「和」を深め、人権や立場を認め合い、さらに人と人との「輪（ネットワーク）」を広げていくことを念頭に、地域住民の主体的な地域のまちづくりへの参画を通して、小野市に住むすべての人々が、地域の中で自分らしくよりよく生きることができる社会の実現に向け取り組んできました。

この度、第1期計画以後の複雑化する社会情勢や社会福祉制度の改正などを踏まえ、新たに「小野市地域福祉計画（第2期）」（以下「本計画」という。）を策定することとしました。なお、今回の見直しにあたっての進め方、重点的視点については、本計画の31ページにまとめておりますのでご参照ください。

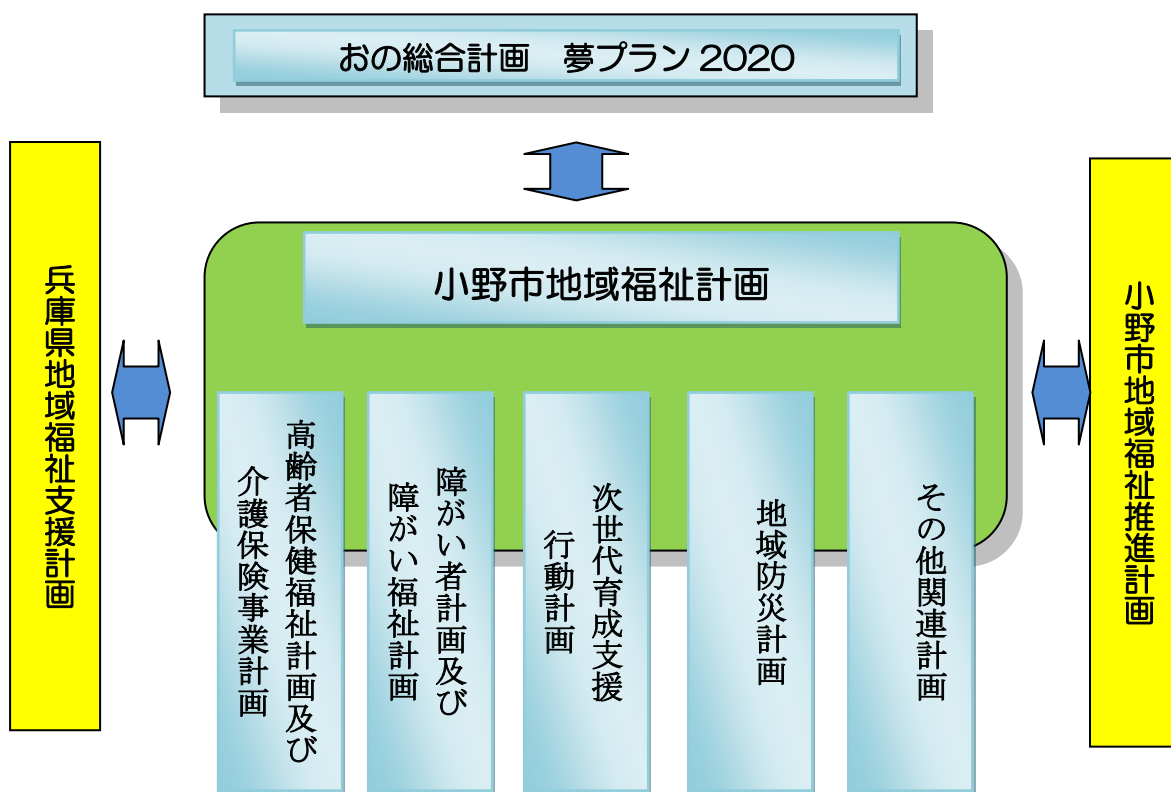
### 3 計画の位置づけ

本計画は、社会福祉法第107条に規定する「市町村地域福祉計画」として、本市における地域福祉推進の基本的指針となるものであり、おの総合計画「夢プラン2020」を上位計画とした個別計画として策定します。

また、本計画は、地域福祉の実現に向け、保健福祉分野の個別計画である「高齢者福祉計画及び介護保険事業計画」、「障がい者計画及び障がい福祉計画」、「次世代育成支援行動計画」及び「地域防災計画」などとの調和を図るものであり、これらの計画における地域福祉に関する理念や取組の方向性を示すものとしします。

なお、本計画の推進にあたっては、地域福祉の推進母体である小野市社会福祉協議会の「地域福祉推進計画」との連携を図り、地域住民、行政、市民活動団体、関係機関、福祉関係事業者などの連携・協働による地域福祉を推進することとします。

【小野市地域福祉計画と各計画等との関係】



計画の重複する箇所が地域福祉を推進していくうえでの仕組みづくりにかかわる部分となります。

## 4 計画の期間

計画の期間は、平成25(2013)年度から平成29(2017)年度の5ヶ年とします。

なお、進捗状況や福祉をはじめとする様々な生活関連分野における社会情勢の変化に応じて今後も必要な見直しを行っていくものとします。

## 5 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、おの総合計画『夢プラン2020』等の策定時に実施した市民意向調査を活用するほか、民生委員・児童委員、福祉推進委員長、ボランティアグループなど地域福祉に携わっておられる市民の方々への意識調査を踏まえ、地域福祉の現状や課題を把握しました。

次に、庁内関係部署による「小野市地域福祉計画検討委員会」で、第1期計画の検証を通して、本計画の原案をまとめ、「小野市地域福祉計画策定委員会」で原案の検討・審議を行い、パブリックコメントにより本計画の素案に対する市民の意見を聞くという手続きを経て、本計画を策定しました。

### (1) 市民アンケート等に基づく地域福祉に係る現状・課題の整理

おの総合計画『夢プラン2020』、『小野市高齢者ハートフルプラン(第6次小野市高齢者福祉計画、第5期小野市介護保険事業計画)』『第2次小野市障がい者計画、第3期小野市障がい福祉計画』及び『小野市次世代育成支援対策後期行動計画』における市民アンケート調査を活用することに加え、地域福祉に深く関わってもらっている民生委員・児童委員、福祉推進委員長及びボランティアグループへの意識調査により、本市における地域福祉に係る現状や課題を整理しました。

### (2) 小野市地域福祉計画策定検討会の開催

本市の地域福祉を総合的に推進するため、地域福祉に係る庁内関係部署で構成する庁内検討会を組織し、各部署が所管する分野別計画との調和を図りながら、本計画の原案を作成しました。

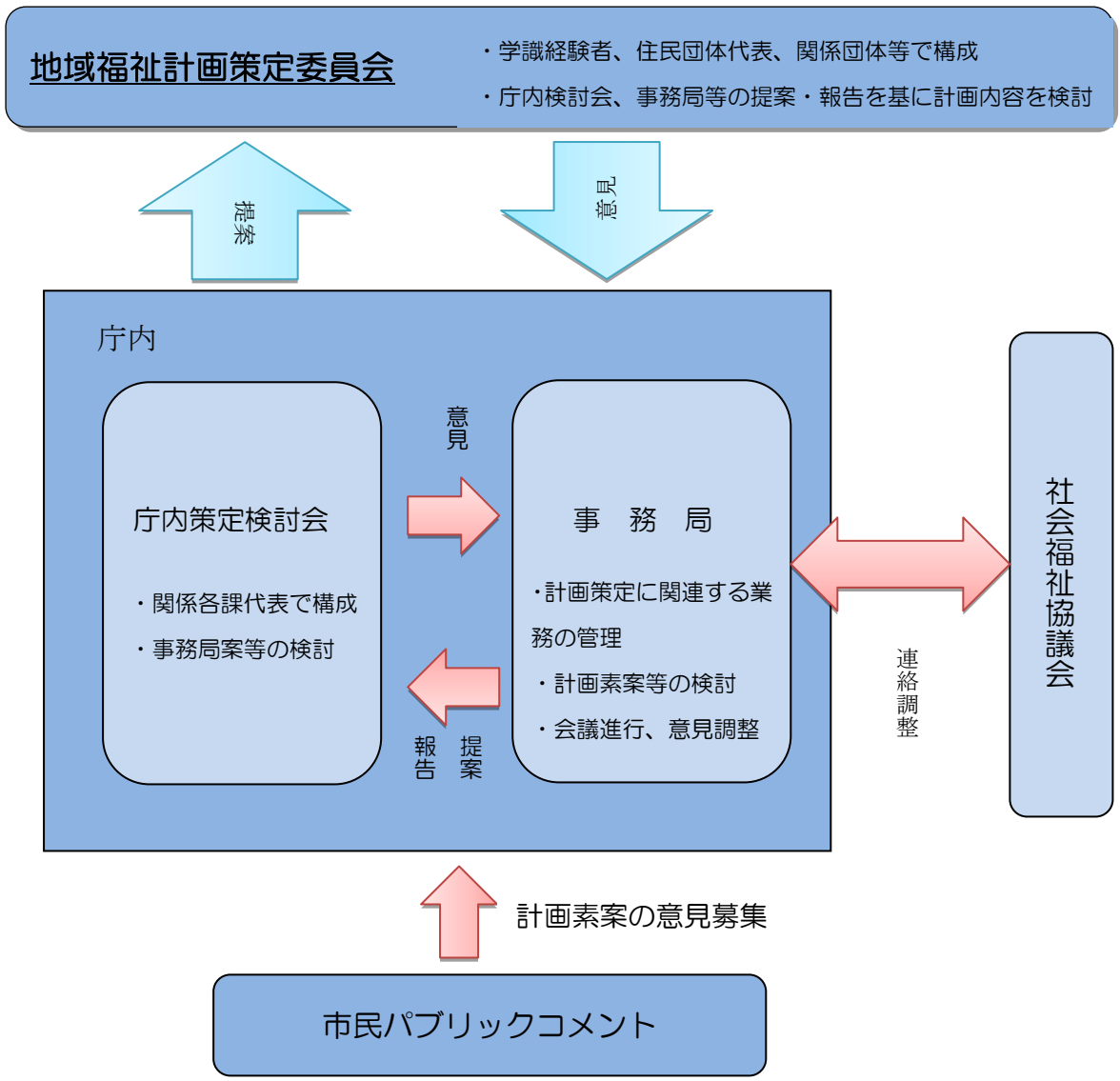
### (3) 小野市地域福祉計画策定委員会の開催

本計画の見直し策定のために『小野市地域福祉計画策定委員会』を設置し、庁内検討会で作成した原案等について、専門的かつ多様な観点から検討・審議を行いました。

### (4) パブリックコメントの実施

本計画を策定するにあたり、市ホームページ等で本計画の素案を公表し、広く市民の意見を募りました。

# 【地域福祉計画の策定体制】



## 第2章 地域福祉を取り巻く現状と課題

### 1 数値からみる小野市の現状と課題

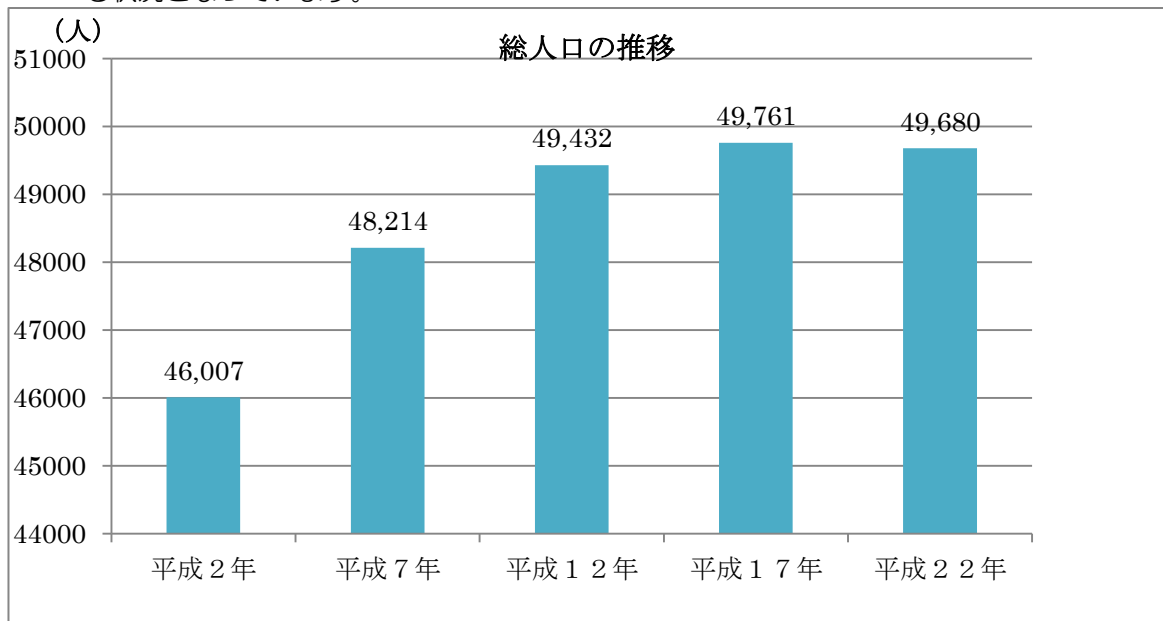
#### (1) 人口と世帯構成の推移

##### ① 総人口の推移

総人口の推移をみると、平成22年では平成17年からの5年間で81名の減少となり、49,680人となっています。

年齢別にみると年少人口（0～14歳）は減少し、平成22年では7,638人となっています。生産年齢人口（15～64歳）は、平成12年調査から減少に転じ、平成22年では、30,893人となっています。

高齢者人口（65歳以上）は増加し、平成22年で11,125人となり、22.4%を占める状況となっています。



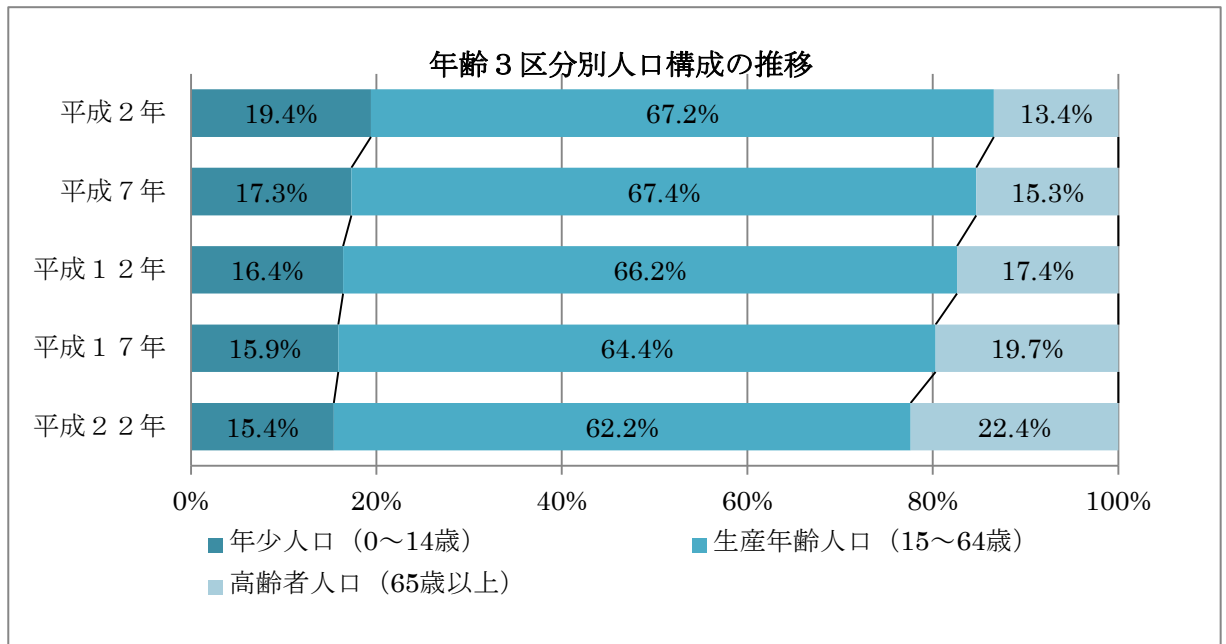
	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
総人口 (人)	46,007	48,214	49,432	49,761	49,680
年少人口 (0～14歳)	8,904	8,342	8,135	7,912	7,638
構成比 (%)	19.4%	17.3%	16.4%	15.9%	15.4%
生産年齢人口 (15～64歳)	30,901	32,509	32,704	32,037	30,893
構成比 (%)	67.2%	67.4%	66.2%	64.4%	62.2%
高齢者人口 (65歳以上)	6,172	7,363	8,593	9,798	11,125
構成比 (%)	13.4%	15.3%	17.4%	19.7%	22.4%

(資料：国勢調査数値 ※総人口には、年齢不詳を含むため合計が一致しない場合があります。)



## ② 年齢3区分別人口構成の推移

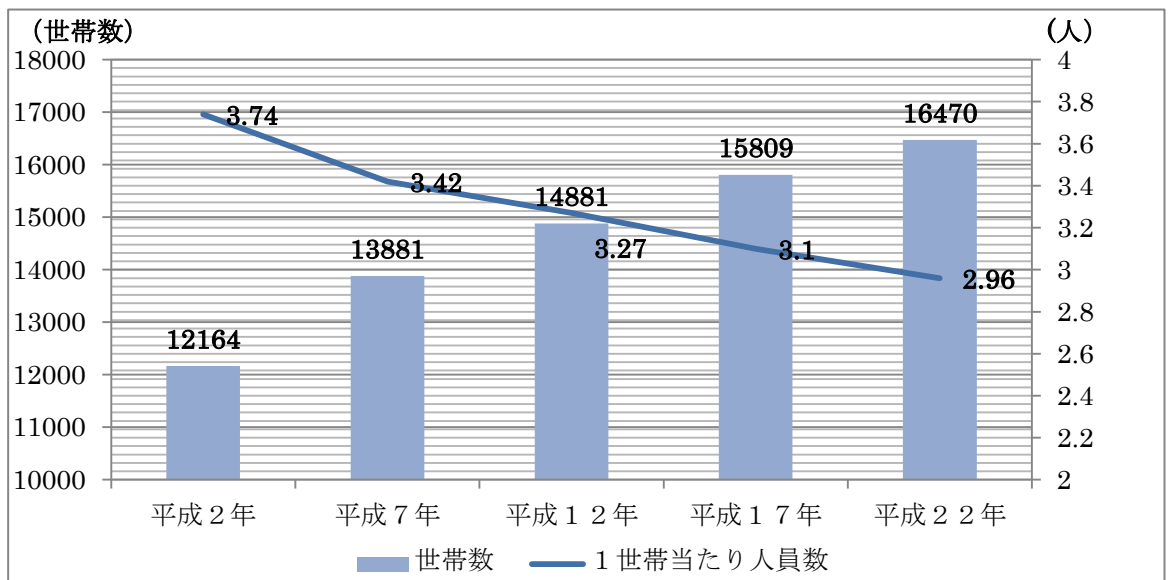
年齢3区分別人口構成の推移をみると、年少人口（0～14歳）割合は減少で推移しており、平成22年で15.4%となる一方、高齢者人口（65歳以上）の割合は増加を続け、平成22年で22.4%と少子高齢化が進んでいることがうかがえます。



（資料：国勢調査数値 ※総人口には、年齢不詳を含むため合計が一致しない場合があります。）

## ③ 世帯数と一世帯当たりの人員の推移

世帯数は増加傾向にあります。その一方で一世帯当たりの人員数は、平成2年の3.74人から平成22年は2.96人と減少傾向が続いています。

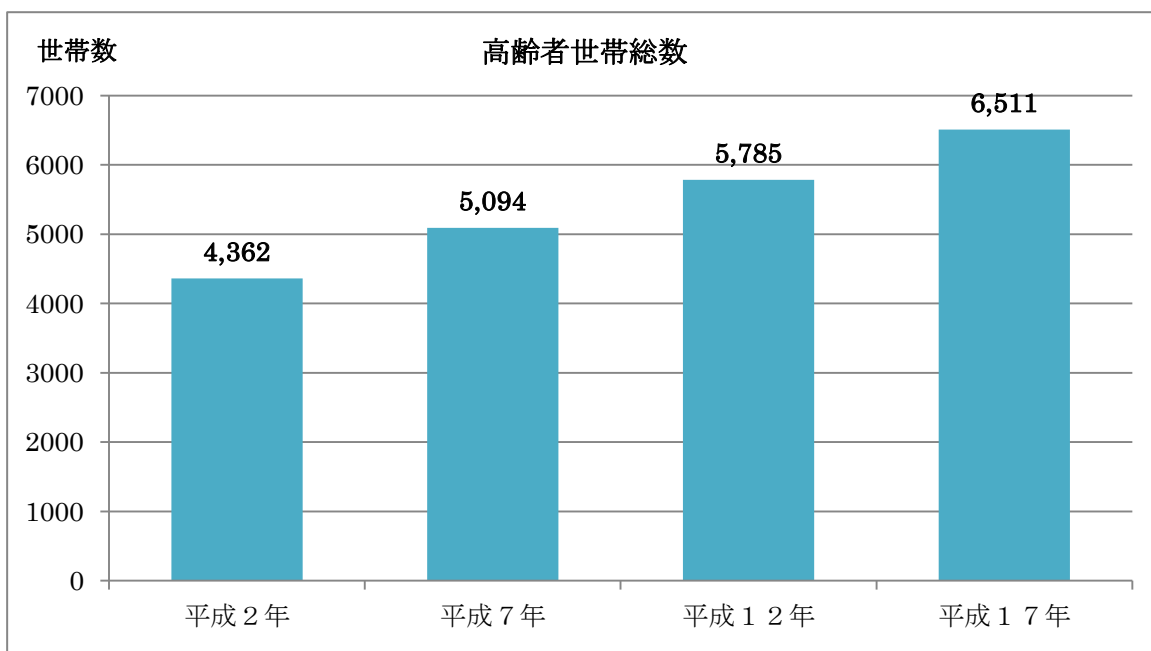


（資料：国勢調査数値 各年10月1日）

## (2) 高齢者の動向

### ④ 高齢者のいる世帯数の推移

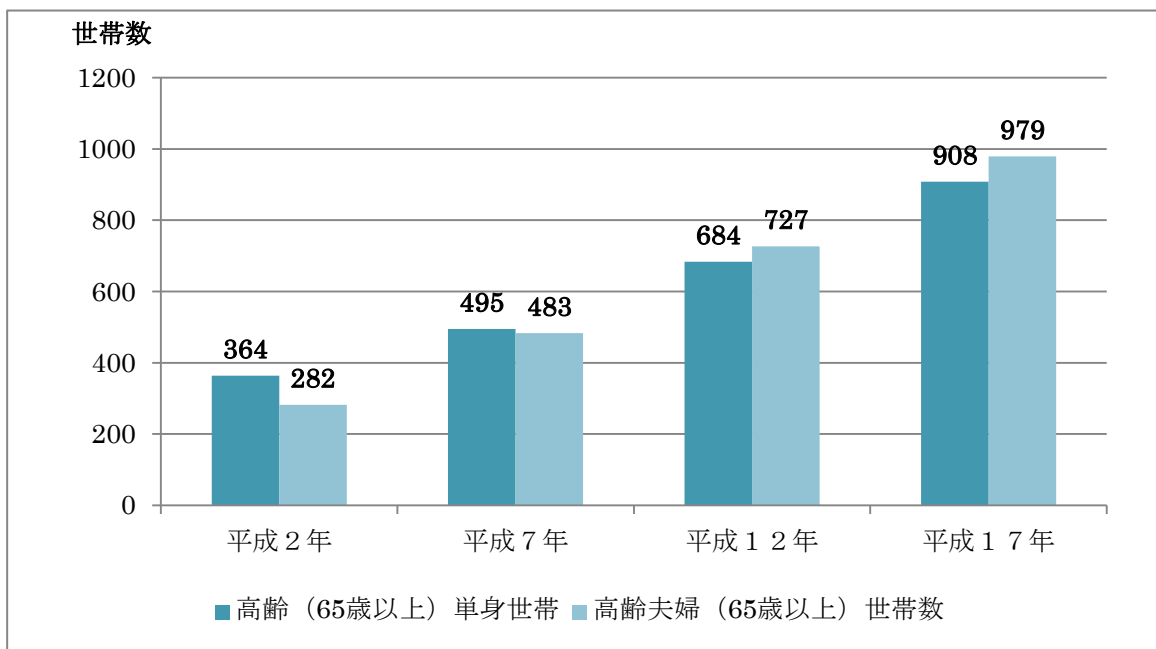
高齢者世帯は年々増加しており、平成17年で6,511世帯となり、平成2年に比べ2,149世帯増加しています。



(資料：国勢調査)

### ⑤ 高齢者のいる世帯の形態別構成比の推移

高齢者世帯の増加にあわせ、高齢者単身世帯、高齢者夫婦世帯も増加しており、高齢者世帯に対する見守りや生活支援のあり方が重要になってきています。

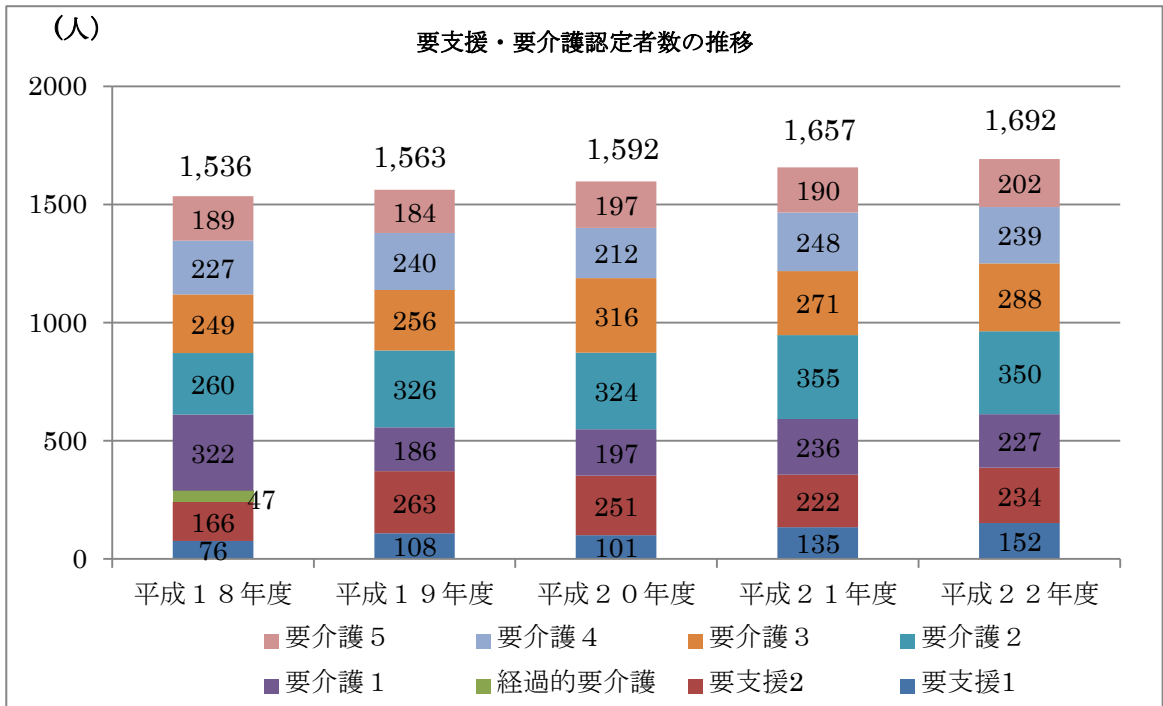


(資料：国勢調査)

### (3) 介護保険における要介護等認定者数の推移

#### ⑥ 要介護認定者数等の推移

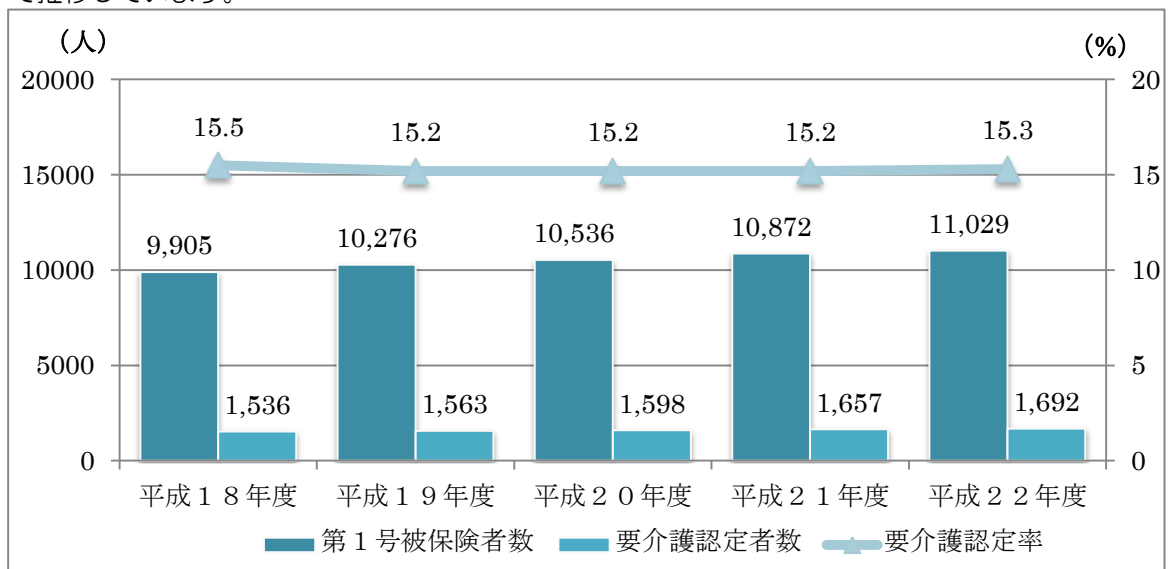
要介護認定者は年々増加しており、平成22年度で1,692人となり、平成18年度に比べ156人増加しています。介護度別にみると、平成19年度に比べ、要支援1、要介護1、要介護3で30人以上の増加が見られます。



(資料：介護保険事業状況報告、各年9月末)

#### ⑦ 要介護認定者数と要介護認定率の推移（第1号被保険者）

高齢者の増加にあわせ要介護認定者も増加しており、要介護認定率は、15.3～15.5%の間で推移しています。

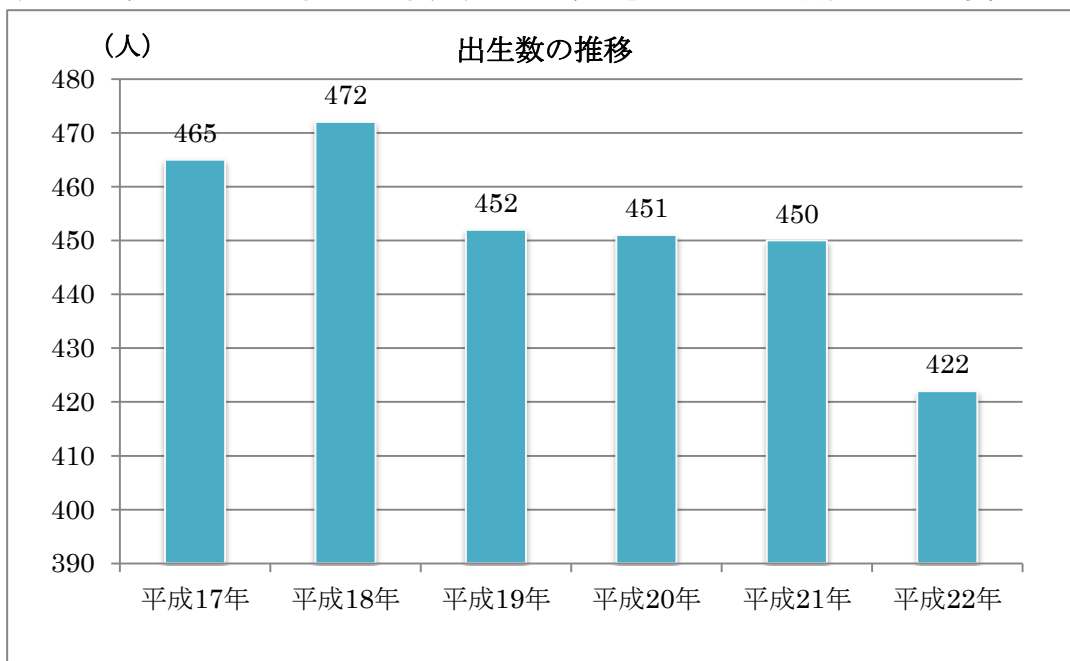


(資料：介護保険事業状況報告、各年9月末)

#### (4) 子どもの動向

##### ㊸ 出生数の推移

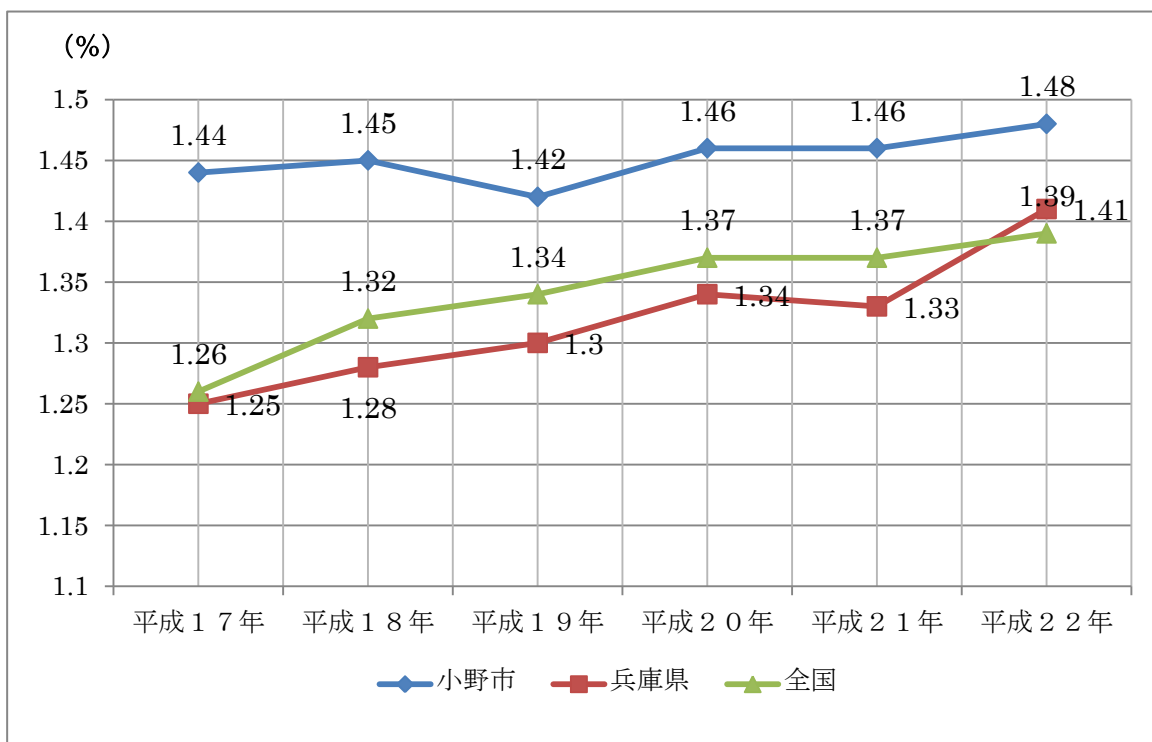
出生数は年により増減がありますが、平成19年以降は、減少傾向が続いています。平成22年は422人となっており、平成18年と比べると50人減少しています。



(資料・兵庫県人口動態統計)

##### ㊹ 合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率では、小野市はほぼ横ばいで推移しており、全国、兵庫県より高くなっています。



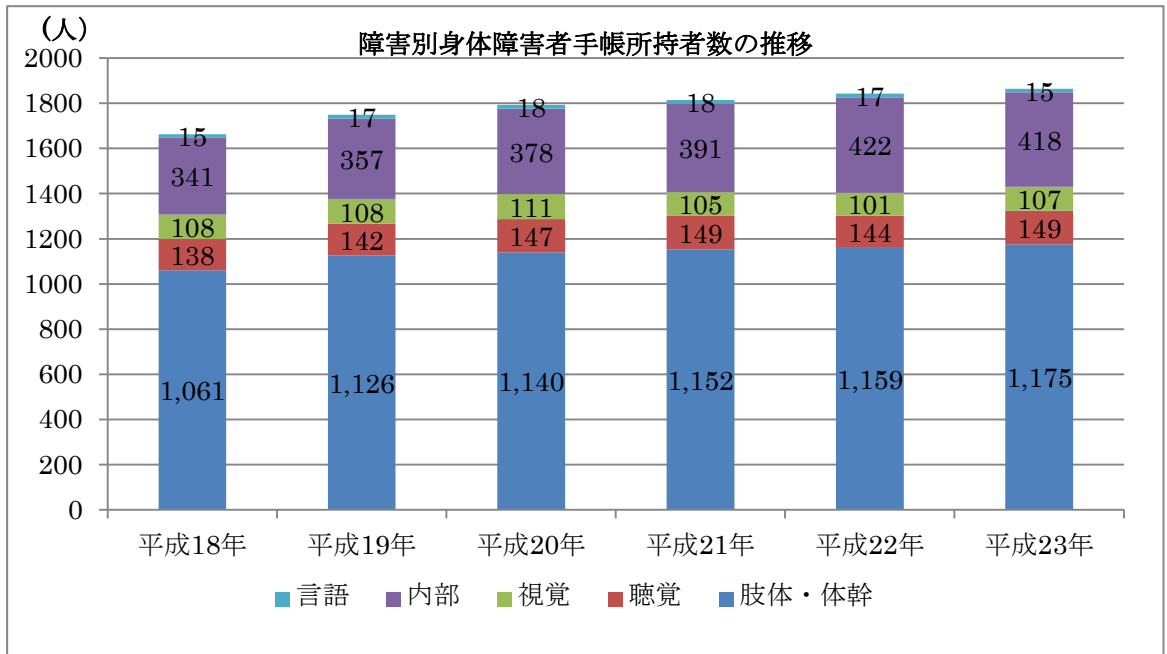
(資料：国、県は兵庫県人口動態統計、市は兵庫県人口動態統計と住民基本台帳より作成)

## (5) 障がい者の動向

### ⑩ 身体障害者手帳所持者の推移

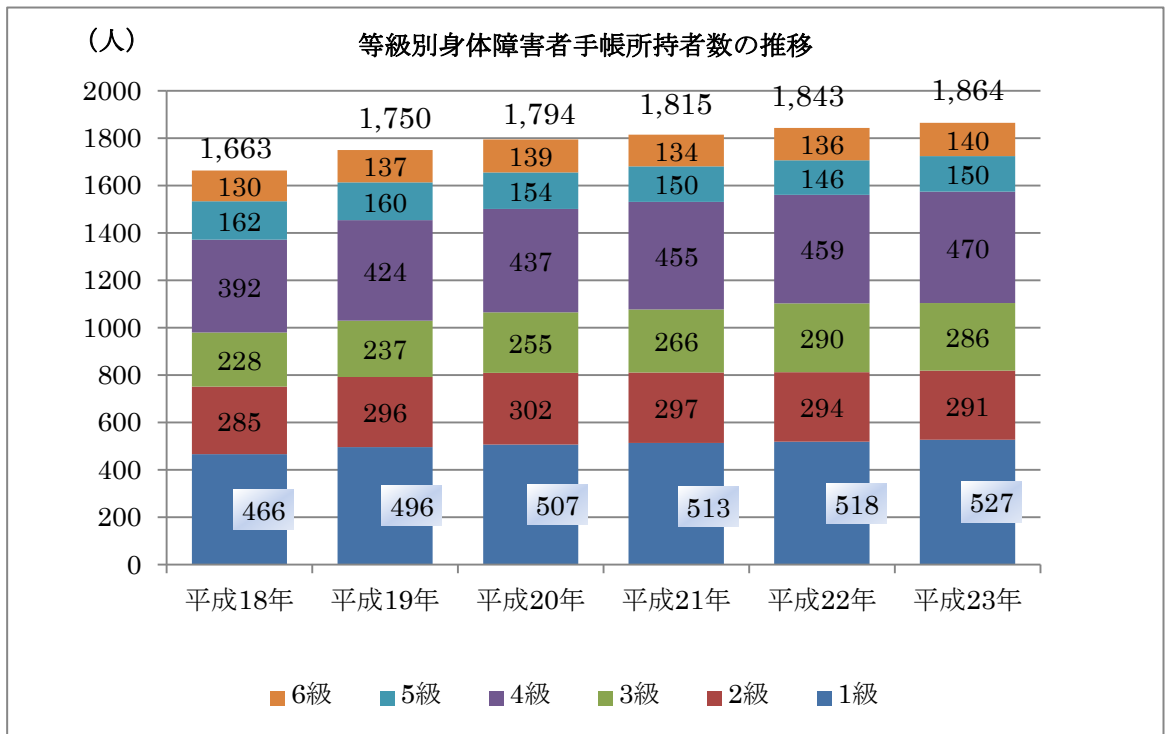
身体障害者手帳所持者数は、年々増加傾向にあります。

また、障がい別には、肢体・体幹が平成23年で63%を占めている状況です。



(資料：小野市統計資料 各年3月末時点)

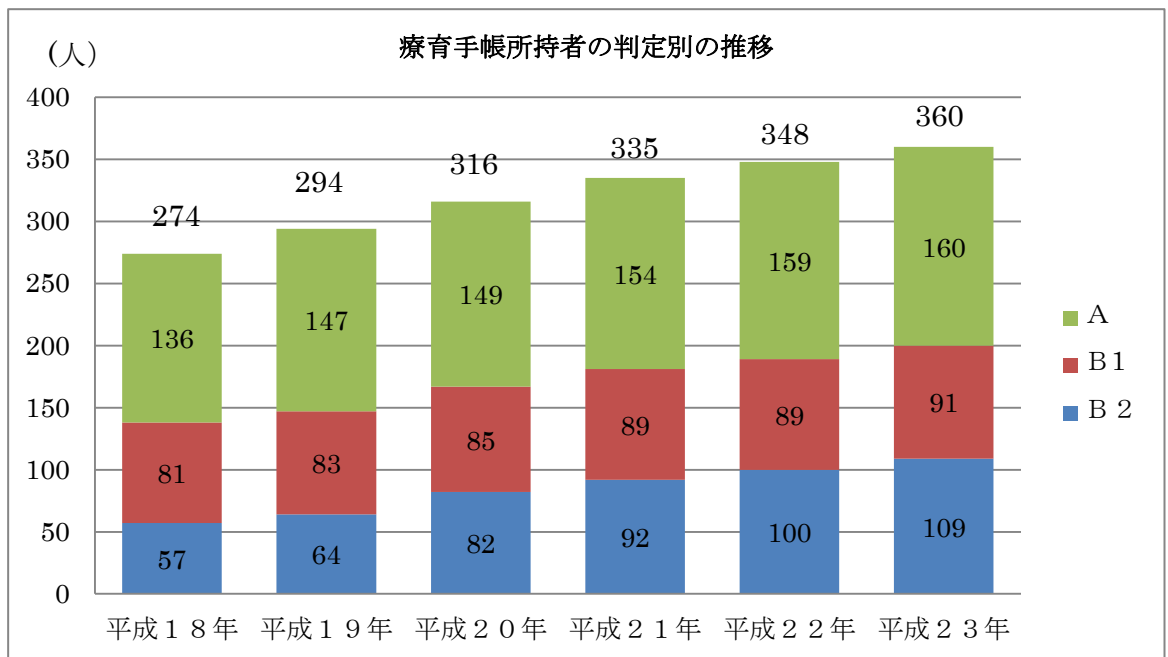
等級別に見てみると1級、3級、4級の増加割合が高くなっています。



(資料：小野市統計資料 各年3月末時点)

⑪ 療育手帳所持者の推移

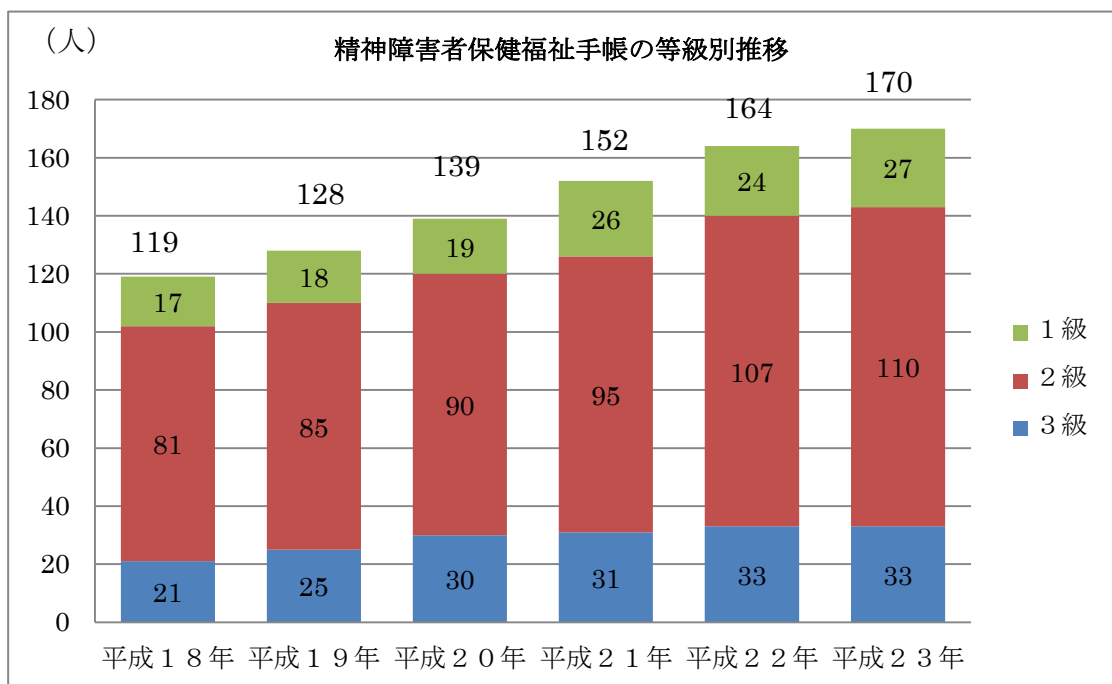
療育手帳所持者も年々増加傾向にあり、特にB2判定の伸びが大きい状況です。



(資料：小野市統計資料 各年3月末時点)

⑫ 精神障害者保健福祉手帳所持者の推移

精神障害者保健福祉手帳所持者の等級別の割合は、平成23年3月末時点では「1級」が14.2%、「2級」が64.5%、「3級」が21.3%となっております。所持者数も増加傾向にあります。



(資料：社会福祉課統計資料 各年3月末時点)

## 2 第1期計画における取組みの現状と課題

### 基本目標1 「ひ」ひとづくり

#### (1) 地域福祉の担い手の育成と発掘

(施策の方向性)

地域資源（人材、施設や設備、情報）や地域活動、学校教育等を活用してボランティア育成を図るとともに、ボランティア活動がしやすい環境づくりを進めていきます。

(現状)

- ・ 地域内の資源などを活用したボランティア育成に取り組んでいますが、新たなボランティアの人材確保に苦慮する状況です。
- ・ ボランティア入門講座、体験講座を開催するなど、ボランティア育成に取り組んでいます。
- ・ ボランティアグループの活動助成を実施し、活動への支援を図っています。
- ・ 関係機関の協力により、ボランティア活動に関する啓発を行っています。
- ・ 市のホームページ等の活用により、市民活動団体の啓発を行っています。
- ・ 各地域では、地域内の行事を通じた交流が実施されています。
- ・ 社会福祉協議会や市民活動拠点施設うらおい交流館エクラで、市民活動相談等を行っています。
- ・ 社会福祉協議会が開催するサマーボランティア教室等を通して、青少年のボランティア参加を促進しています。

(課題)

- ・ 市民活動に参加する人材を増加させるための更なる情報発信
- ・ 魅力的なボランティア講座の開催による、新たなボランティアの確保
- ・ ボランティア活動の効果的・継続的なPRの実施
- ・ 社会福祉協議会等を中心としたコーディネート業務の充実

## 基本目標2 「ま」まちづくり

### (1) 重層的・総合的な相談体制の整備

(施策の方向性)

地域の最も身近な相談機関である民生委員・児童委員と行政とが、それぞれの役割を担いながら互いに連携・協力し、重層的・総合的な相談体制の整備を進めていきます。

また、住民からのニーズに対して適切な対応が図れるよう、コミュニティソーシャルワーカーの確保にも努めていきます。

(現状)

- ・民生委員・児童委員により支援を必要としている人の見守り・訪問活動が実施されています。
- ・民生委員・児童委員による「ふれあい福祉相談」を実施し、身近な場所での相談が可能な体制をとっています。
- ・民生委員・児童委員と民生児童協力委員との合同による研修会を開催しています。
- ・平成24年4月「小野市福祉総合支援センター」をオープンさせ、高齢者、障がい者の相談から支援までの「ワンストップサービス」を目指し、取り組んでいます。
- ・「子育て安心ダイヤル」「思春期ホットダイヤル」「成人電話相談」など、心身の健康に対する電話相談を行っています。
- ・聴覚障がい者の社会参加促進のため、手話奉仕員、手話通訳者、要約筆記者の養成講座を開催しています。
- ・地域包括支援センターと市内4か所の在宅介護支援センターで高齢者の生活・介護の相談を受けています。
- ・平成18年10月に障がい者地域生活相談支援センターを設置し、すべての障がいに対応した相談体制の充実を図っています。
- ・民生児童委員協議会との連携強化により、高齢者等への支援体制の充実に努めています。

(課題)

- ・民生委員がコミュニティソーシャルワーカーに近い存在として地域福祉の推進役を担っているが、独居高齢者の増加などから民生委員業務が増加しているため、新たにコミュニティソーシャルワーカーとなりうる人材の育成が必要。
- ・要約筆記者をはじめとする養成講座受講生の減少。
- ・精神保健相談の増加に対応するための、支援者のスキルアップ。
- ・「ふれあい福祉相談」における相談者の減少。
- ・相談支援を行う関係機関のネットワークの充実。



## (2) 効果的な情報ネットワーク体制の構築

(施策の方向性)

様々な媒体を使用した情報提供体制の充実や身近な地域においても必要な情報が入手できるよう、情報ネットワーク体制の整備を進めていきます。

(現状)

- ・地域によっては「あいさつ運動」に取り組まれるなど、地域コミュニティの充実に向けた取り組みが行われています。
- ・地域行事（伝統行事、運動会等）を通じた交流の機会が継続されています。
- ・福祉及び社会保険などの制度に関するパンフレットの充実に努め、きめ細かな情報提供に努めています。
- ・広報・ホームページでの情報伝達の内容充実に加え、平成22年9月より携帯電話によるメール配信に取り組み、情報発信回数の充実に取り組んでいます。
- ・民生児童委員協議会の機関誌を新たに発行するなど、地域での活動内容、相談体制を周知することで、より身近な相談者としてのPRを図っています。

(課題)

- ・様々な形で情報提供に努めているが、制度の浸透やパンフレット・ガイドブックなど必要な時にどれだけ活用してもらっているのか疑問。
- ・広報、ホームページ等で情報発信するも市民からの反応が少ない。
- ・携帯メール配信登録者数が横ばい傾向。
- ・携帯メール配信における福祉情報は、子育て、障がい及び健康に関する情報であるが、内容の充実が必要。

### (3) 人権尊重の視点に立った支え合えるまちづくりの推進

(施策の方向性)

地域と行政が相互に連携し合い、あらゆる機会を利用して人権教育・人権啓発の実施や相談体制の充実を図っていきます。

(現状)

- ・各地域で各地区ヒューマンライフ推進協議会による人権に関する町別自主学習・人権講座、人権啓発活動が行われています。
  - ・各コミュニティセンターにおける「ふれあいの集い」の開催による住民の交流促進に加え、人権尊重や身近な相談窓口であることの啓発に取り組んでいます。
  - ・いじめ問題をはじめとする相談には、庁内連携により対応しています。
  - ・障がい者地域生活相談支援センターによる障がい福祉に関する講演会等の開催、啓発活動を実施しています。
  - ・「高齢者虐待防止マニュアル」を発行し、研修会等の機会をとらえ、市民や関係機関に普及・啓発しています。
  - ・児童虐待防止に向け、児童委員、主任児童委員等との連携を密にし、地域での見守り活動等の協力体制に努めています。
  - ・認知症に対する理解促進と偏見解消のため、キャラバンメイト活動による認知症サポーター養成講座を開催しています。
- また、中学生を対象にした養成講座や「高齢者あんしんセミナー」を各町の人権学習で開催しています。
- ・学校・地域・各種団体のとりまとめを小野市人権教育研究協議会が担い、連携して人権教育・人権啓発に取り組んでいます。
  - ・市内小学校、高等学校、特別支援学校の福祉教育協力校に対して、社会福祉協議会が活動助成を行っています。また、福祉体験学習の指導も行っています。

(課題)

- ・虐待対応における早期発見・迅速な対応に結び付けられる体制づくり。
- ・人権が「すべての人のもの」であることの市民への周知と、みんなが幸せに生きるための活動であることをふまえた取り組み。
- ・講演会、研修会及び養成講座等への市民の参加促進。
- ・小野市人権教育研究協議会、各地区ヒューマンライフ推進協議会を中心とした市民全体への啓発と参加促進。
- ・各学校での福祉教育への取り組みに差がある。

#### (4) 自立を支えるための基盤づくりへの支援

(施策の方向性)

各地域や関係機関、団体等と連携を図り、地域における福祉活動を促進していくための支援を行っていくとともに、各種支援体制の充実を図っていきます。

(現状)

- ・ 社会福祉協議会と健康課などが連携し、各町で「いきいきサロン」を開催して、閉じこもり予防や生きがい活動づくりなどの地域交流の促進に努めています。
- ・ 民生委員・児童委員、民生児童協力委員及び福祉推進委員長が連携し、声かけ・見守り活動を通じた情報共有に努めています。
- ・ 各種の計画推進にあたっては、関係機関・団体等との連携を図り、実施しています。
- ・ 地域における高齢者の積極的な社会参加の機会づくりや、要支援・要介護者を支え自立を支援する担い手育成のため、老人クラブに対して助成しています。

(課題)

- ・ 策定した計画の進捗及び効果の検証。
- ・ 認知症高齢者、ひとり暮らし高齢者、高齢者のみ世帯の増加など、高齢者福祉に係る様々な課題に対応した新たな対策。
- ・ 老人クラブ連合会へ加入する単位老人クラブの減少。

## (5) 福祉サービス利用者の権利擁護

(施策の方向性)

苦情解決制度や地域福祉権利擁護事業、成年後見制度などの福祉サービス利用者の権利を守るための制度の周知・普及を図り、利用促進への支援を行っていきます。

(現状)

- ・ 民生児童委員協議会の連絡会等を通じて、制度の普及・啓発に努めています。
- ・ 各コミュニティセンターなど公的機関に、制度案内のパンフレット等を配置し、普及啓発に努めています。
- ・ 虐待等に関する相談窓口を周知し、通報・相談を受ける体制を構築しています。
- ・ 社会福祉協議会で日常生活自立支援事業（要支援者の金銭管理）に取り組んでいます。
- ・ 成年後見制度に関して、民生委員の会議に加え、地域で開催されているサロン等でも啓発活動を行っています。また、必要に応じて専門家と連携し、申立支援も行っています。

(課題)

- ・ 受け付けた苦情解決における対応困難事例の発生。
- ・ 社会福祉協議会での日常生活自立支援事業の実施における生活支援員の確保。
- ・ 成年後見制度をはじめとする権利擁護事業の更なる普及啓発と申立て支援など。

## (6) 人権と安全を尊重した保健福祉措置の展開

(施策の方向性)

各地域や関係機関と行政が連携し、子どもたちや障がいのある人、高齢者など、何らかの理由により、自らの意思を示すことが困難な場合に、その窮状や危険信号を察知し、人権と安全を尊重する観点から、必要な保健福祉措置につなげていきます。

(現状)

- ・ 民生委員・児童委員等との連携により、要支援者の早期発見・早期対応に努めています。
- ・ 県をはじめ関係機関等との連携により、施設入所措置、措置入院等の対応に努めています。
- ・ ヒューマンライフグループにおいて「ひまわりほっとライン」「女性のための相談」の窓口を設け、いじめ・悩み・DV・人権などの相談を受け付けています。
- ・ 障がい者（児）には「身体障害者福祉法」「知的障害者福祉法」「児童福祉法」の措置制度による障害福祉サービスの利用を、また、経済的理由等により居宅において養護が困難な高齢者には、養護老人ホームへの入所による保護を行っています。
- ・ DV事案における相談、緊急一時保護の実施、虐待案件についての安否確認及び保護等を実施しています。

(課題)

- ・ 必要な時に対応ができる関係機関との連携強化。
- ・ 緊急対応時の人材（人数）。

### 基本目標3 「わ」和・輪づくり

#### (1) 支え合いの基盤となる「福祉コミュニティづくり」の推進

(施策の方向性)

声かけやあいさつを地域で実践していくとともに、近所づきあいや見守りなど地域のつながりを大切にしていくなかで風土づくりを行っていきます。

また、地域のまちづくりについて、住民同士が話し合える場を設けて福祉コミュニティづくりを推進していきます。

(現状)

- ・地域によって「あいさつ運動」に取り組み、福祉コミュニティの推進を実践されているところがあります。
- ・町別自主学习会、町別懇談会において、住民同士が話し合い、交流できる機会を持ち、あたたかい関係づくりに努めています。
- ・各コミュニティセンターの「ふれあいの集い」などのイベント開催により、地域住民の交流の促進を図っています。
- ・「ふれあいきいきサロン」「子育てサロン」活動への支援を行っています。食生活改善グループ「いずみ会」や介護予防サポーターが地域へ出向き、これらサロンで、食やレクリエーションを通じた交流支援を行っています。
- ・障がい福祉については、北播磨5市1町で構成する北播磨障害者（児）地域自立支援協議会において各関係機関との連携を図っています。
- ・地域包括支援センターを中心に、保健・医療・福祉の連携を図り、地域包括ケアの推進に取り組んでいます。

(課題)

- ・交流等の場へ参加が困難な方や参加されない方への啓発・情報提供。
- ・交流や話し合いの場への参加困難な方や参加されない方への理解促進。
- ・ふれあいきいきサロンにおけるボランティアの高齢化。
- ・広域連携に加えた地域（市内）における障がい福祉のネットワークの構築。
- ・地域包括ケア実現のための「介護予防」「医療」「介護」「生活支援」「住まい」の包括的、継続的な取り組み。

## (2) 地域住民による支え合い活動の促進

(施策の方向性)

地域住民をはじめ、地域における様々な団体が連携・協力し、多様なサービスや地域活動が実施できるよう環境づくりを進めていきます。

(現状)

- ・民生委員等の声かけ・見守り活動では、約80%が実施との回答があります。
- ・地域でのサロン活動には関係課が協力し支援しています。
- ・介護予防モデル地区の選定により、各地区コミュニティセンター、町公民館で介護予防教室を開催しています。
- ・民生委員の協力などを得ながら各種の制度の狭間にある人たちへの支援を実施しています。
- ・介護保険サービスで補えないインフォーマルサービスとして生活支援サポーターの養成を行い、社会福祉協議会の調整等による活動を展開しています。

(課題)

- ・老人クラブ連合会に加入される単位老人クラブの減少。
- ・ふれあいいきいきサロンのボランティアの高齢化。
- ・生活支援サポーター協力会員の不足。

## (3) 多様な活動団体同士の交流・連携の促進

(施策の方向性)

各地域において福祉活動を行っている団体同士が、お互いの持つ情報を交換し、地域の多様なニーズに対応するための協力と連携を図れるよう環境づくりを進めていきます。

(現状)

- ・社会福祉協議会登録ボランティアグループで構成するボランティアグループ連絡会で交流の場をもち、活動支援を行っています。
- ・ファミリーサポートセンター（育児・生活支援サポーター活動）協力会員への研修会などを開催しています。
- ・ボランティアグループへの活動助成を行い、定期的な情報提供を行っています。
- ・民生児童委員協議会の会議等において、災害時の支援、福祉サービスの周知及び自殺防止対策の強化に努めています。

(課題)

- ・ボランティアの高齢化に対応するため新しいボランティアの確保。
- ・インフォーマルサービスで対応できない場合の方策。
- ・住民自治組織、社会福祉協議会、民生委員・児童委員等の更なる連携強化。

#### (4) 社会福祉協議会との連携強化

(施策の方向性)

社会福祉協議会との連携を強化し、それぞれのネットワークを活かし、地域における福祉活動の促進を図っていきます。

(現状)

- ・社会福祉協議会発行の広報紙等を通じて福祉活動の普及・啓発に努めています。
- ・「育児ファミリーサポートセンター」「介護ファミリーサポートセンター」の実施による支え合い活動に取り組んでいます。
- ・小野市地域福祉計画と社会福祉協議会の地域福祉推進計画との整合を図り、地域福祉の推進に努めています。

(課題)

- ・社会福祉協議会の事業展開の効果的な理解とPR。
- ・福祉ニーズの多様化への対応。

#### 基本目標4 「り」理想の福祉づくり

##### (1) 既存資源の活用による交流・ふれあい活動の拠点づくり

(施策の方向性)

各地域にある公共施設をはじめ、地域の様々な施設を有効活用し、地域住民が自主的に参加しやすく、いつでも話し合いや情報交換等の交流が図れる活動拠点の確保が容易に行えるよう、環境の整備を図っていきます。

(現状)

- ・いきいきサロンなど、地域の公民館を利用した交流事業が開催されています。
- ・各地域で伝統の祭りや運動会の開催など、住民交流が積極的に展開されています。
- ・「高齢者等地域交流拠点づくり事業」として、地域の公民館をコミュニティ施設として利用するための整備助成に取り組んでいます。
- ・ユニバーサル社会づくり推進地区事業プランに基づき、自治会等の民間事業者が所管する施設に対し、高齢者・障がい者等に配慮した改修に係る費用の一部を助成しています。
- ・コミセン利用において、市民団体が利用される場合は、無料で交流の場を提供しています。
- ・地域子育て支援拠点事業の実施に取り組んでいます。

(課題)

- ・ユニバーサル社会づくり推進地区事業プランに基づく助成について、県補助の採択要件もきびしく活用が停滞。
- ・高齢者等地域交流拠点づくり事業における地域福祉の具体的な推進展開。

## (2) 防犯・緊急時対応への取り組み

(施策の方向性)

日々の地域活動や近所づきあいを通して要支援者（要配慮者）の情報を把握し、緊急時における救援活動がすばやく行えるよう体制の整備を図っていきます。

(現状)

- ・災害時要援護者登録制度の周知と登録促進について、自治会、民生委員等を中心に取り組んでいただいています。
- ・この登録制度では近隣協力者をお願いするなど、隣近所での互助体制に結びつく取り組みとしています。
- ・緊急時には、民生委員の安否確認等の支援を実施していただくなど、地域ぐるみの支援体制の構築に努めています。
- ・社会福祉協議会においては、災害ボランティアセンター設置マニュアルの策定について検討にとりかかっています。
- ・地域防災計画において、災害時要援護者避難計画として自力避難困難者に対する支援内容を定めています。
- ・独居高齢者等の緊急時対応として、地域住民の協力を得た、緊急通報装置の設置に取り組んでいます。
- ・各保育所にて、地域住民を交えた防災訓練の実施に取り組んでいます。

(課題)

- ・障がい種別による一般避難所の対応困難な方に配慮した福祉避難所での支援体制作り。
- ・災害時要援護者登録制度による有効な支援体制の構築。
- ・災害時要援護者安否確認マニュアルの整備。



### (3) 福祉教育の推進

(施策の方向性)

子どもから大人まですべての市民がお互いの気持ちや親切心を大切に、互いに思い合える心を育むことができるよう、学校教育をはじめ社会教育における福祉教育の充実を図るとともに、だれもが集える交流の場づくりを進めます。

(現状)

- ・発達障がいの早期発見・対応につなげるために小学校新入学の全保護者にパンフレットを配布し、発達障がいの理解と気づきについての啓発に取り組んでいます。
- ・地域づくり協議会青少年健全育成部会を中心に、保育園児と保護者を対象とした講演会を開催し、啓発に取り組んでいます。
- ・高齢者の社会参加と世代間交流の促進のため、世代をつなぐ体育祭を開催し、交流促進に努めています。
- ・保育所において障がい児の受け入れを積極的に行っています。
- ・障がいに対する理解を深めてもらうことを目的に、マンガDVDを制作し、小中学校、特別支援学校において啓発に取り組みました。
- ・のじぎく特別支援学校高等部の生徒さんを受け入れるトライやる活動に取り組んでいます。
- ・各学校では、総合学習の時間に福祉施設の訪問などに取り組み交流を深めています。
- ・小野特別支援学校の児童・生徒が居住地の小中学校での交流・共同学習に取り組んでいます。
- ・生徒会等が中心となって、アルミ缶回収を行い、車いすなどを福祉施設に寄贈しています。
- ・各学校で社会福祉協議会の指導による福祉体験学習に取り組んでいます。
- ・子育て支援事業「ぽぶらの木」で小学1年生が老人ホームを訪問し、車椅子体験や交流活動に取り組みました。

(課題)

- ・交流活動の一層の充実。
- ・参加に消極的な高齢者等への対応・働きかけ。
- ・発達障がいをはじめ、障がいに対する教師・児童・生徒の理解。
- ・総合学習時間の減少による福祉体験学習の機会の減少。

### 3 市民意向調査の概要等

#### 【おの総合計画「夢プラン 2020」】

「新しい小野市総合計画」の策定に向けて、市民の小野市のまちづくりに対する印象や考え等を把握するとともに、総合計画策定に関する課題や市の将来の施策の方向性などについて検討するための基礎資料としての活用を目的として実施。

平成 21 年 9 月実施 配布数 3,000 回収数 1,032 (回収率 34.4%)

調査対象：小野市在住の 18 歳以上の方から

◎小野市のまちづくりにおける現状の満足度においては、保健・福祉サービス面での値が高くなっている。これは、乳幼児等への医療充実などについて評価されていることが分かります。

◎まちづくりにおいて「より力を入れるべき」との回答では、「在宅ケアなど、高齢者福祉サービスの充実」が 6 割を超える回答でありました。

一方、「地域活動の活発化」「市民参加の機会や手法の充実」などについては、満足されているとの回答が多くなっています。

◎今後のまちづくりにおいて、取り組むべきことの回答では、「コミュニティ活動」については一定の評価が得られていると言えるが、「高齢者福祉サービスの充実」と「災害に対する安全安心推進」への更なる対策を求めているとの結果となっています。

#### 【第 5 次小野市高齢者福祉計画及び第 4 期小野市介護保険事業計画】

高齢者の生活状況などを把握し、「第 5 次小野市高齢者福祉計画及び第 4 期小野市介護保険事業計画～小野市高齢者ハートフルプラン～」を見直し、次期計画を策定するための基礎資料を得ることを目的に実施。

平成 23 年 2 月から 3 月実施 配布数 1,500 回収数 1,072 (回収率 71.5%)

調査対象：小野市に住んでいる 65 歳以上の方から

◎「暮らし向き、将来の不安について」

現在の暮らし向きでは、家計の状況にかかわらず心配なく暮らしている人は約 6 割、家計にゆとりがなく心配している人が 4 割近くとなっています。

将来の不安については、自分や家族が病気や認知症になること、介護が必要になること、経済的なこと、頼れる人がいなくなることへの不安がみられます。

ひとり暮らし世帯では、「振り込め詐欺などの犯罪にあうこと」といった犯罪に対する対策も求められています。

◎「行事、サークル活動への参加状況について」

地域の行事やサークル活動へ参加していない人の割合が7割近くとなっています。

ひとり暮らしの人や日中ひとりになることのある人ほど参加していない傾向がうかがえます。

参加されない理由として、「体調が悪くて参加できない」「活動に参加することが苦手」「参加したいものがない」といった理由が多くなっています。

今後、行事の内容やサークル活動の内容・場所などを検討するとともに、民生委員などの地域による見守り活動とあわせて、行事や活動などを周知し、参加を促進していくことが必要です。

◎「災害時や緊急時の対応について」

災害時に避難場所へ一人で行くことができるかについて、「はい」が6割近く、一方「いいえ」が4割近くとなっています。

ひとり暮らし世帯などにおいて、特に避難所までの支援が必要となっており、災害時要援護者への対策が求められます。

また、成年後見制度など権利擁護の充実も必要との結果が出ています。

◎「高齢者福祉施策について」

本市に対して望む施策は、「困ったとき、気軽に相談できる窓口の設置」「24時間対応の介護・医療サービスの提供」「介護・福祉・医療情報の提供」「定期的な高齢者に対する見守り」「家事援助や配食などの生活支援」が高く、身近な地域で生活を維持するためには、相談や生活支援、介護や医療に関する情報提供など、サービスをすぐに受けられる体制が求められています。

**【第2次小野市障がい者計画及び第3期小野市障がい福祉計画】**

障がい者の生活状況などを把握し、「第2次小野市障がい者計画及び第3期小野市障がい福祉計画」を見直し、次期計画を策定するための基礎資料を得ることを目的に実施。

平成23年10月実施 配布数 1,265 回収数 675 (回収率 53.3%)

調査対象：市内在住の身体障害者手帳所持者・療育手帳所持者・精神障害者保健福祉手帳所持者から

◎「災害が起きた場合の対応」

避難場所、避難経路の認知度については、「知っている」が43.6%、「知らない」が49.8%と認知度が低い傾向にあります。

災害時を想定した場合の不安について、「自分だけで避難できない」が35.6%と最も多く、次いで「避難先での食事やトイレ、入浴などが心配」が35.1%、「避難先での薬や医療体制が心配」が29.9%となっています。

災害発生時に支援してほしいことについては、「災害情報を知らせてほしい」が44.0%と最も多くなっています。

【地域福祉計画見直しにあたっての意識調査】

民生委員・児童委員、福祉推進委員長、ボランティアグループ等、地域福祉推進に携わっていただいている方を対象にした意向調査の結果は、以下のとおりです。

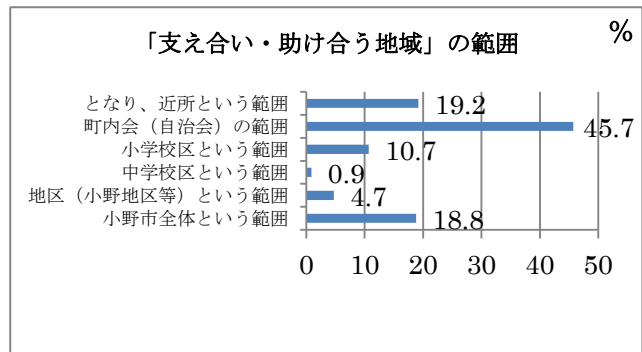
平成 24 年 10 月実施 配布数 311 名 回収数 241 名（回収率 77.5%）

＜調査結果＞

(1) 地域生活について

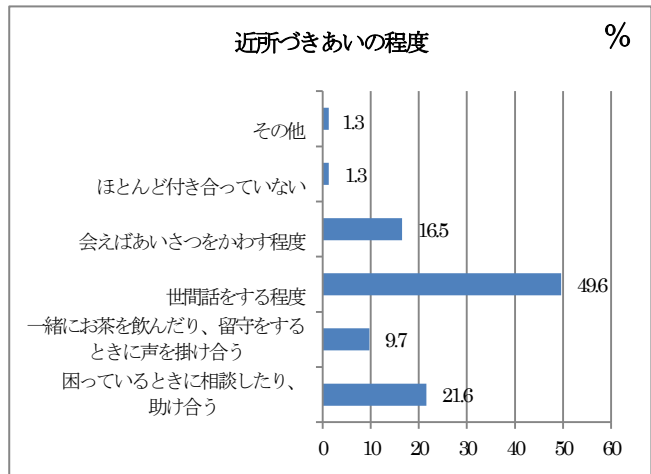
① 「支え合い・助け合う地域」の範囲

「支え合い・助け合う地域」の範囲については、「町内会（自治会）という範囲」が 45.7%と最も多く、「となり、近所という範囲」、「小野市全体という範囲」が続いています。



② 近所づきあいの程度

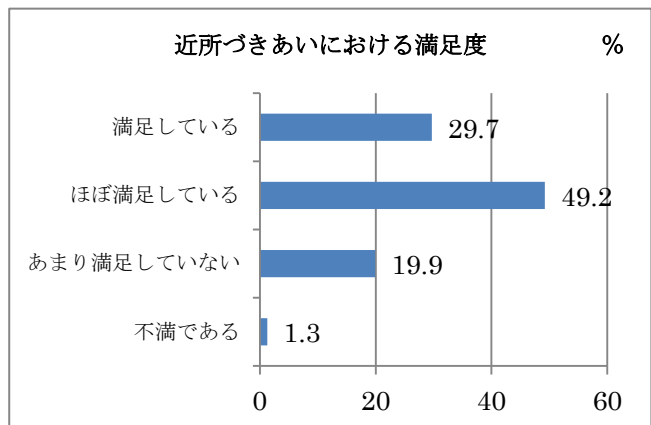
近所づきあいの程度は、「世間話をする程度」が 49.6%と最も多く、地域福祉に携わっておられる方からの回答であることから、「困っているときに相談したり助け合う」が 21.6%と高い数値を示しています。



一方、「ほとんど付き合っていない」が、1.3%あるなど、少し気になる数値もみられます。

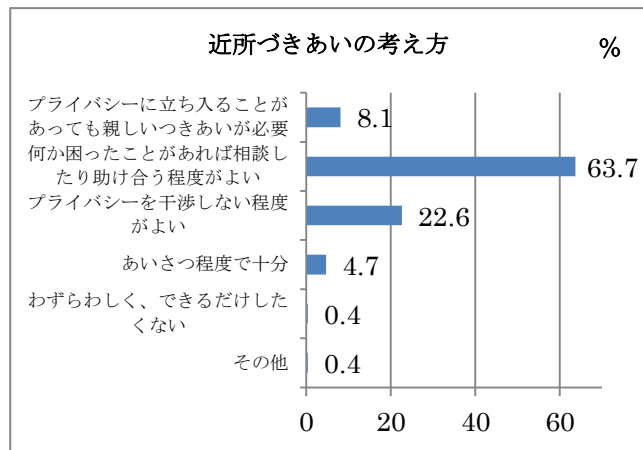
③ 近所づきあいの満足度

近所づきあいにおける満足度は、満足していると思われる割合は、約 8 割あるものの、一方で、満足されていないとの気になる回答も 2 割あります。



④ 近所づきあいについて、最も近い考え方は

近所づきあいについて、あなたのお考えに最も近い考え方はとの問いに対して、「何か困ったことがあれば相談したり助け合う程度がよい」との回答が63.7%と多く、次いで「プライバシーを干渉しない程度がよい」22.6%となっています。

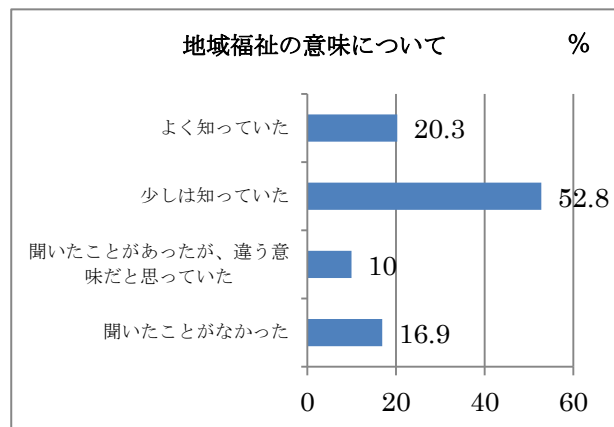


(2) 地域福祉について

① 地域福祉の意味について（地域での支え合いによる福祉という意味）

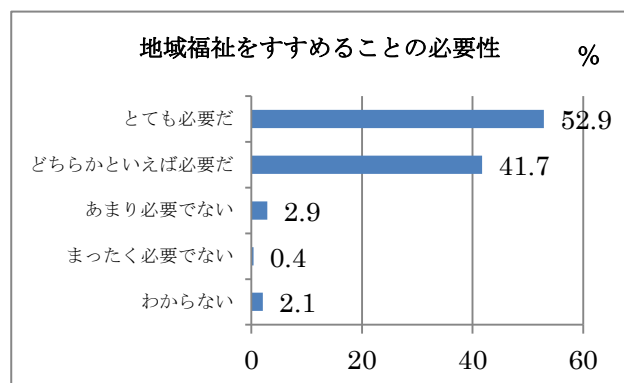
地域で活躍いただいているみなさんからの回答だけに「知っていた」「少しは知っていた」との回答が、約7割を占める結果となっています。

一方、「聞いたことがなかった」との回答も16.9%あり、地域福祉についての啓発が、今後ますます必要なことがうかがわれる結果となっています。



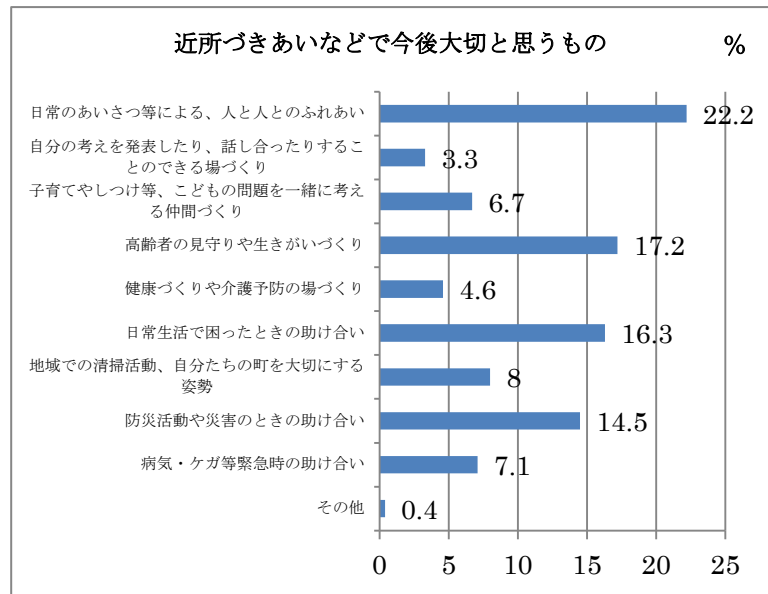
② 「地域福祉」を進めることの必要性について

「地域福祉」すなわち地域での支え合いによる福祉活動の推進に関しては、9割を超える方が必要と回答されています。



### ③ 近所づきあいや関わりで今後大切なこと

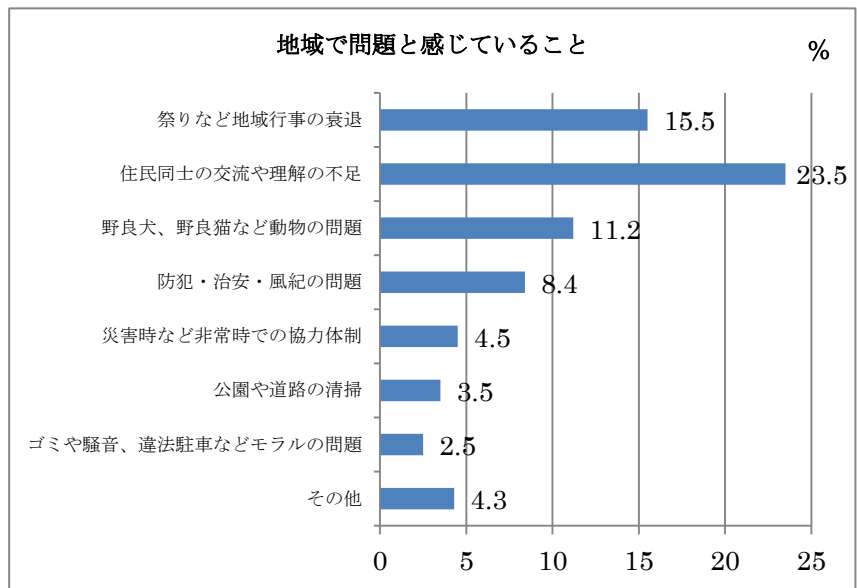
近所づきあいや関わりで、今後、大切なこととして、「人と人とのふれあい」22.2%、「高齢者の見守りや生きがいづくり」17.2%、「日常生活で困ったときの助け合い」16.3%、そして、「防災活動や災害のときの助け合い」14.5%の順となっています。



### ④ 住んでいる地域で問題と感じていること

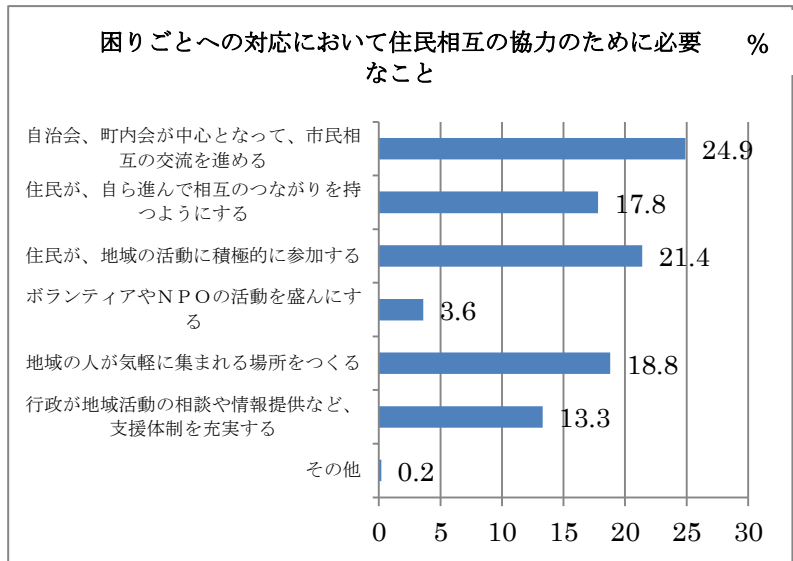
住んでいる地域において、問題と感じていることはとの問いに対して、「住民同士の交流や理解の不足」が23.5%となり、次いで「祭りなど地域行事の衰退」15.5%となっています。

双方とも「地域コミュニティ」の弱まりを感じておられる方が多いことを示す結果となっています。



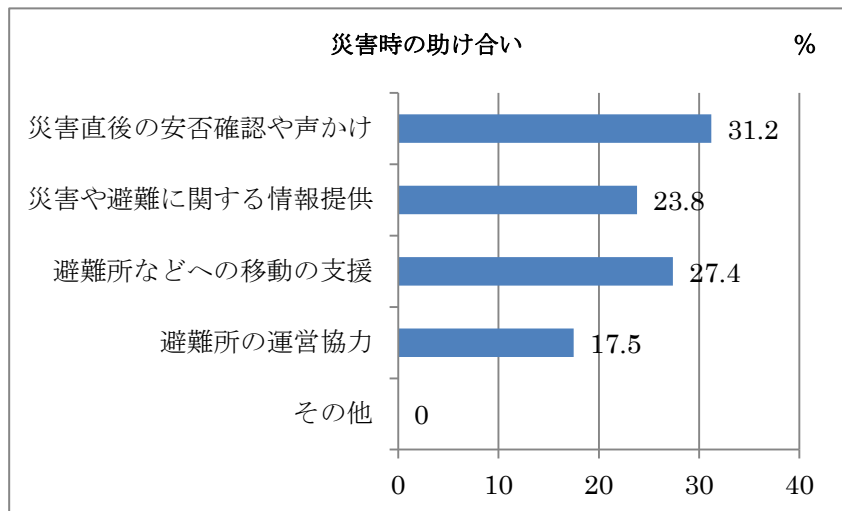
⑤ 地域での困りごとに対し、住民が相互に協力するために必要なことは

地域での困りごとへの対応に対し、住民相互に協力するために必要と思われることはどの問いに対して、「自治会、町内会が中心となって、市民相互の交流を進める」が24.9%と最も高く、次いで「住民が、地域の活動に積極的に参加する」が21.4%となっており、地域を主体とした活動が必要であるとの結果となっています。



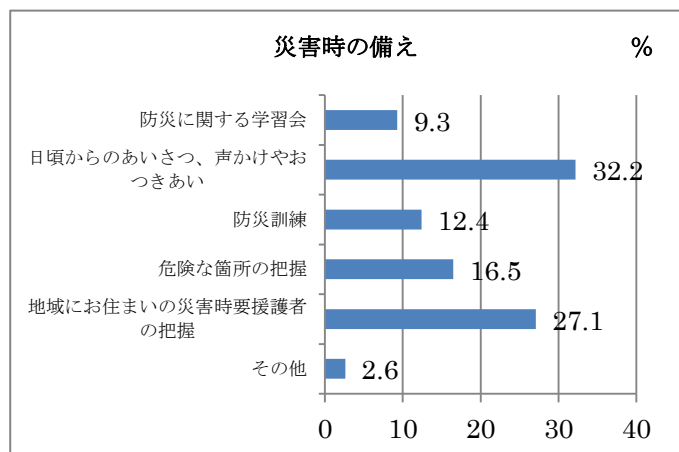
⑥ 災害時における住民相互の助け合いについて

災害時の対応については、すべての項目が高い数値を示しており、災害時には、地域を中心とした互助、共助の必要性を感じておられることが顕著にあらわれています。



⑦ 災害時の備えとして、地域で取り組まれていると思われること

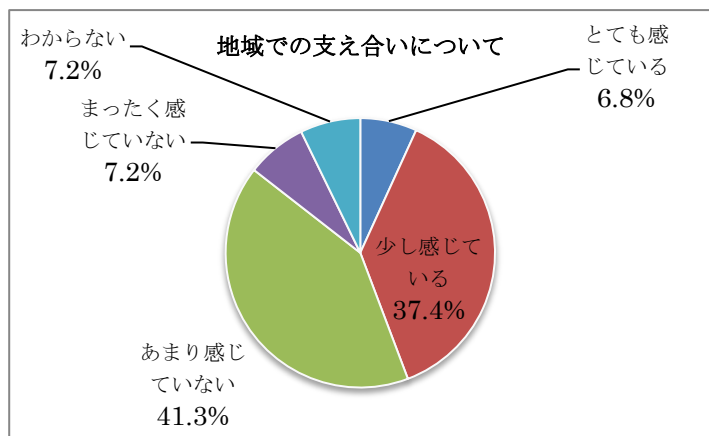
災害時の備えとしての取り組みにおいては、地域住民同士のコミュニケーションを大切にした取り組みがなされていることがわかります。



⑧ 地域生活の中での支え合いについてどのように感じているか

あなたのお住まいの地域では、子ども、高齢者、障がいのある人を含めて、お互いの生活を地域の中で支え合っていると感じていますかとの問いの結果です。

約半数近くのみなさんが、地域で支え合っていると感じておられないようです。

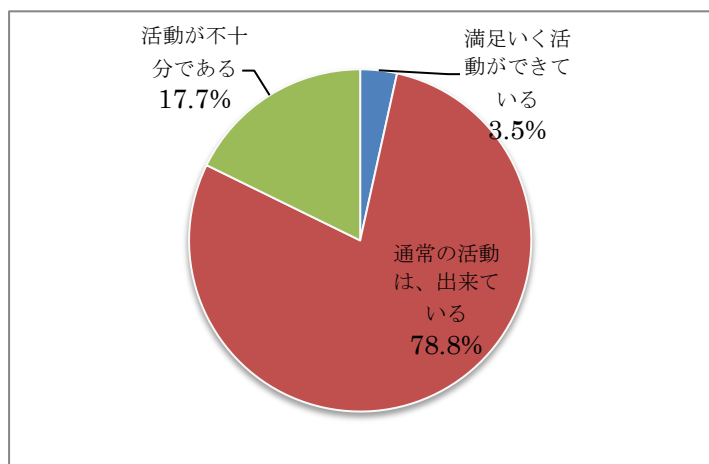


(3) 地域での活動状況などについて

① 地域での「声かけ・見守り活動」について

民生委員・児童委員、福祉推進委員長、ボランティアグループの方々の、地域活動の状況についての問いです。

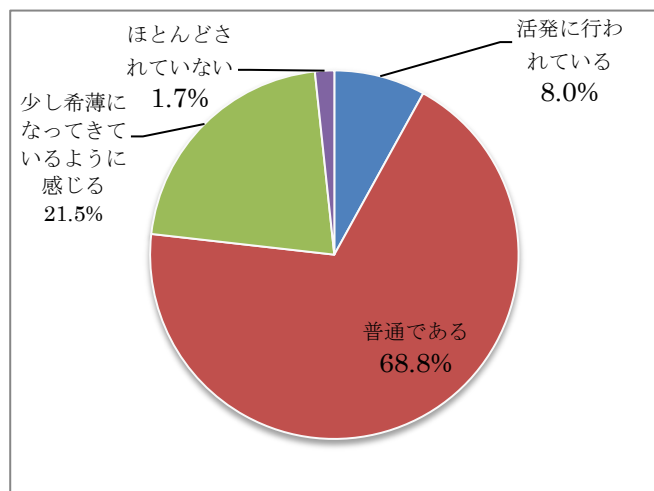
8割を超える皆様が、「声かけ・見守り活動」において、通常の活動ができているとの回答です。



② 地域での住民同士の声かけやあいさつについて

地域でのあいさつなどコミュニケーションの状況についての質問です。

少し希薄になってきていると感じておられる方が21.5%となっています。

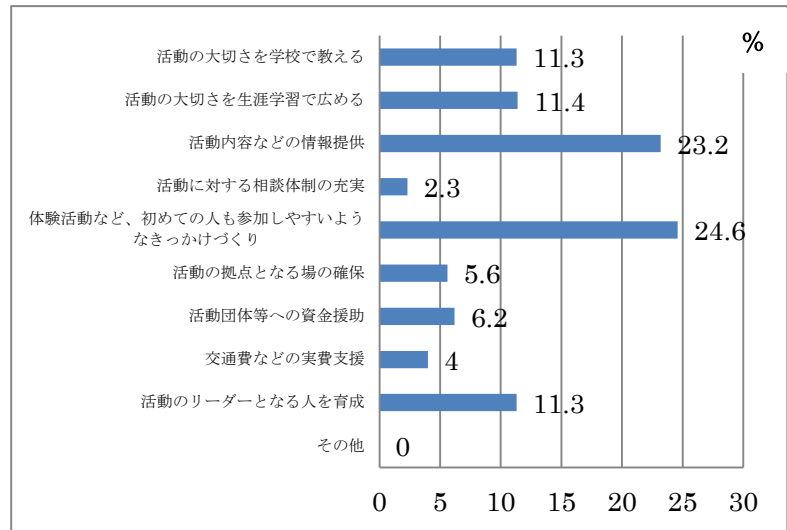




#### (4) ボランティア活動等について

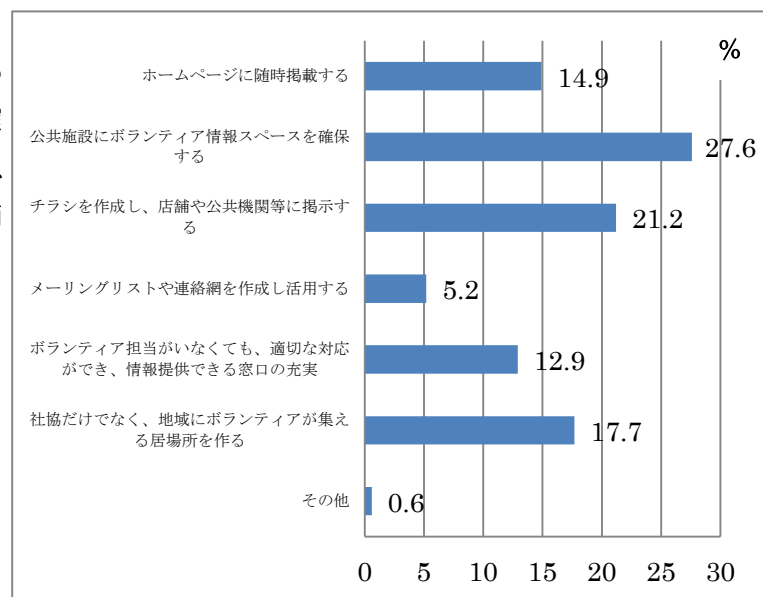
##### ① ボランティアやNPOの活動を活発にするために必要なことについて

「体験活動など、初めての人も参加しやすいようなきっかけづくり」が、24.6%、「活動内容などの情報提供」が23.2%、「活動のリーダーとなる人の育成」が11.3%となっています。



##### ② より多くの人がボランティアに参加するための必要な情報の伝達方法について

「公共施設などに情報を随時掲示したり、閲覧したりできるボランティア情報スペースを確保する」が27.6%と最も多く、次いで「チラシを作成し、店舗や公共機関等に掲示する」が21.2%となっています。



## 4 見直しにあたっての進め方、重点的視点

このたびの地域福祉計画の見直しにあたっては、市役所内の関係部署で構成する検討会で第1期小野市地域福祉計画の進捗状況などを検証し、現状と課題及び今後の取り組みについての整理を行ないました。

また、平成23年度策定の「夢プラン2020おの総合計画」と整合した地域福祉計画とすることに留意し、総合計画に定められた「年齢、性別、障がいの有無、国籍などに関わらず、地域の住民が一人ひとりの尊厳を重んじ、ともに助け合う「顔の見える関係づくり」、ともに支え合う「共生のまちづくり」を推進します。希薄化が進む人と人、人と地域の絆を再生するとともに、自助、互助・共助、公助を重層的に組み合わせた地域ぐるみの福祉を推進します。」と、「地域福祉の推進に関する方針」として示されている地域社会構築に向けた目標となるよう検討しました。

これらを小野市地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）に提示をし、多面的に検討いただきました。

委員会では、「ひとづくり」「きっかけづくり」「すそのを広げる」といった意見が大半を占め、特に、地域活動を行うに当たっては、「ひとの問題」、つまり「リーダーや担い手がない」ことによる活動の停滞について議論され、今回の地域福祉の重点的検討事項として、「ひとをどう育てていくのか」「地域活動への参加者のすそのをいかに広げていくか」が検討されました。

この「ひと」に関する取り組みとして、各セミナー開催などを通じた効果的な情報発信、活動団体のネットワークの構築を継続的に取り組んでいく必要があるとの意見もありました。

加えて、人材育成もさることながら、地域社会の根幹を形成している「近所づきあい」を見直すこと、つまり、地域福祉などの地域活動を活性化するには「近所づきあい」に対する住民意識の改革を促すことが重要であるとの意見もいただきました。

これら委員の皆様のご意見を踏まえ、第2期小野市地域福祉計画の基本目標を設定し、市民や関係団体等との協働のもと新たな地域福祉への取り組みを定めることとなりました。

### 1 基本理念

本計画の基本理念を次のとおり定めます。

## みんなで支え合い、助け合える 地域社会の実現をめざして

「小野市地域福祉計画」の第1期計画は「みんなで助け合える地域社会の実現をめざして」を基本理念として、さまざまな取組を推進してきました。

平成23（2011）年4月、本計画の上位計画である「夢プラン2020 おの総合計画」では、前計画の「いきいき まちわくわく ハートフルシティおの」を継続・発展させた「セカンド・ステージ」を基本理念に据え、“誇りと信頼、希望に包まれた「愛着」の創造”をまちづくりの方針に掲げて、地方分権にふさわしい基礎自治体の新たなスタイルの確立、市民の生涯にわたる幸せと活力ある憧れのまちの実現をめざすこととしています。

また、まちづくりの実現に向けた基本構想の中では、年齢、性別、障がいの有無、国籍などに関わらず、地域の住民が一人ひとりの尊厳を重んじ、ともに助け合う「顔の見える関係づくり」、ともに支え合う「共生のまちづくり」を推進し、希薄化が進む人と人、人と地域の絆を再生するとともに、自助、互助・共助、公助を重層的に組み合わせた地域ぐるみの福祉を推進することとしています。

これらの上位計画の基本理念を踏まえ、第2期地域福祉計画では第1期計画の基本理念を継承しながら、本計画においては、「みんなで支え合い、助け合える地域社会の実現」を基本理念とします。

この計画は、地域に住む多くの人々や自治組織、団体、民間事業者、福祉機関など地域全体が「和（輪）」となって思いやりのある福祉のまちを共に築いていくための仕組みをつくり、地域住民の主体的な地域のまちづくりへの参画を通して、小野市に住むすべての人々が、地域のなかで自分らしくよりよく生きることができる社会の実現をめざそうとするものです。

## 2 計画の基本的な視点

人と人との「つながり」を大切にし、お互いの「和」を深め、人権や立場を理解し、やさしさと思いやりが実践できる地域社会の構築に向けて、小野市において地域福祉を計画的・効果的に推進するため、次の4つの視点に立って、個別施策の展開を図ります。

### 視点1 笑顔があふれともに生きる地域づくり

(人権の尊重とノーマライゼーション)

地域で暮らす人々がお互いに人権を尊重し合い、一人ひとりの自己決定が尊重され、あらゆる局面において、いじめや虐待等の権利侵害などを決して受けることがないよう、すべての人の安心と自立の確保を図っていくことが地域福祉を推進していくうえで、最も大切なことです。

また、すべての人が自分の意思であたりまえの日常生活が送れる社会をつくり上げていくためには、物理的・心理的・制度的な障壁や情報面の障壁等がない「バリアフリー社会」の実現をめざしていく必要があります。

年齢、性別、障がいの有無、国籍などに関わらず、地域の住民一人ひとりの尊厳を重んじ、ともに助け合う「顔の見える関係」、ともに支え合う「共生のまち」を地域のみんなで力を合わせて築き上げ、「笑顔があふれともに生きる地域づくり」をめざします。

### 視点2 やさしさと思いやりのあふれる地域づくり

(ソーシャルインクルージョンとソーシャルサポートネットワーク)

地域には、社会環境や経済環境の変化にともなう社会からの孤立や排除、ストレスによる心身の障がいや不安など、従来の福祉制度や仕組みの谷間に埋もれ、社会的な援護を必要としながらも十分に行き届いていない人々が生活しています。地域の中で、様々な課題をかかえ、困難な状況に陥っている人たちの存在をしっかりと把握し、同じ社会の構成員として包み込み支え合っていけるよう、地域とかかわりを持つすべての人や団体、企業などが連携した新たな「福祉力」を創造していくことが必要です。

身近な地域で様々な課題や困難な状況に陥っている人たちに対して、地域全体が一体となってかかわりを持ち、助け合い支え合っていけるような、「やさしさと思いやりのあふれる地域づくり」をめざします。



### 視点3 人のつながりによる安全安心の地域づくり

#### (福祉コミュニティの創造と地域セーフティネットの構築)

地域に住む住民同士の「つながり」を大切にし、互いに生活を支え合うことができる安全安心の地域づくりを築くためには、自らの生活基盤である地域での生活課題やサービスの現状、果たすべき役割などを各自の問題として認識し、主体的にかかわり、そして、サービスの担い手としても参画していくことが重要です。また、こうした地域住民による生活に根ざした社会的活動を積み重ねていくことは、それぞれの地域に個性ある行動様式や形態を育んでいくことにつながります。

住民同士がお互いのつながりを大切にし、様々な活動に参加しながら交流を深め、地域の課題に取り組んでいけるような「人のつながりによる安全安心の地域づくり」をめざします。

### 視点4 次世代とともに支える地域づくり

#### (福祉を支えるひとづくりと住民参加・協働の促進)

今後の地域福祉を支えていくためには、地域に暮らし、地域の実情を知っている地域住民の力が必要であり、次の世代を担う子ども、高齢者、障がいのある人など多様な人々との共働が重要です。

そして、地域福祉の担い手の裾野を広げていくためには、既存のボランティアグループ、地域コミュニティを構成する団体などの育成支援、活動の受け皿の充実など、地域資源の発掘が求められています。

また、このようなボランティア活動へ、地域住民が最初の一步を踏み出しやすくするためのきっかけづくりなど、環境整備も必要です。

次世代に向けた地域福祉の推進に向け、地域福祉の担い手となる人材の育成・発掘、そして、地域資源を地域福祉活動へ結びつける取り組みなど、住民参加と協働を基本に「次世代とともに支える地域づくり」をめざします。

### 3 計画の基本目標

小野市地域福祉計画の基本理念である、小野市に住むすべての人々が、地域のなかで自分らしくよりよく生きることができる社会の構築に向け、第1期計画の目標を継承することを基本に、4つの目標を設定します。

## 1. ひとづくり

福祉は「ひとづくり」と言われるように、福祉への関心・興味を持つことは、人権への配慮や福祉活動に参加することへの動機につながり、地域福祉を推進していくうえで大きな意味を持っています。

地域住民やボランティアをはじめ、NPO、地域の諸団体、民間事業者など地域福祉を担う人々の育成等を進めるとともに、情報、人、場所などの地域資源を地域福祉活動へ結びつける地域福祉コーディネーター等の育成に努めます。

また、次代を担う子どもたちが地域福祉を知り、活動に参加していくための福祉教育や福祉体験学習などを推進し、地域福祉を支える風土づくりを行っていきます。

## 2. まちづくり

地域のなかで暮らしている人、これから暮らそうとしている人など、多くの人々が安心して生活していくためには、防災面や防犯に対する地域の福祉力を高めていくことが大切です。

そこで、区長会や自治会といった住民自治組織、自主防災組織、民生委員・児童委員、民間事業者、社会福祉協議会等の連携による緊急時対策や防犯体制の構築を進め、災害対応等への地域力向上に努めます。

また、民生委員・児童委員、主任児童委員、民生児童協力委員の連携・活動強化と小地域福祉の推進役である福祉推進委員長、自治会、行政等の重層的な相談体制の構築に努めます。

### 3. わ（和・輪）づくり

地域福祉は、一人ひとりが地域で自分らしく安心して暮らしていけるように、地域にかかわるすべての人の力で推進していくものです。

そのためには、その地域に住む住民同士がともに自治を担う主体として、個人の人権を尊重し合い、協議しながら住みよい地域づくりを進めていくことが必要となります。

支え合い・ふれあいの場「地域サロン」等を拠点に、地域での要支援者等の見守り活動や生きがい支援活動等の取り組みに加え、公民館などを利用した地域での集いの場、つながりの場、情報交換・相互理解の「共生の場」の整備支援などに努めます。

また、地域住民、地域の諸団体、民間事業所、行政が協働し合い、住民同士が助け合い、支え合える地域セーフティネットの構築などの仕組みづくりに取り組みます。

### 4. りそう（理想）の福祉づくり

地域には様々な課題を持った人々が生活しています。これらの課題を地域の課題としてとらえ、お互いの人権を尊重し、ともに生き、自立した生活ができるよう、地域全体で支援していく仕組みづくりが必要となります。

そこで、一人ひとりの多様な生活課題が身近な地域で適切に対応できるよう、利用者サービスをつなぐ仕組みづくりを進めていきます。



## 4 施策の体系

### 基本理念

みんなで支え合い、助け合える地域社会の実現をめざして

### 計画の視点

- 1 笑顔があふれともに生きる地域づくり  
(人権の尊重とノーマライゼーション)
- 2 やさしさと思いやりのあふれる地域づくり  
(ソーシャルインクルージョンとソーシャルサポートネットワーク)
- 3 人のつながりによる安全安心の地域づくり  
(福祉コミュニティの創造と地域セーフティネットの構築)
- 4 次世代とともに支える地域づくり  
(福祉を支えるひとづくりと住民参加・協働の促進)

### 基本目標

1.ひとづくり

2.まちづくり

3.わ(和・輪)  
づくり

4.りそう(理想)  
の福祉づくり

### 取り組みの方向

地域福祉の担い手の発掘と育成

福祉、地域、人権に対する意識の向上

地域福祉活動への市民参加の促進

重層的・総合的な相談体制の整備

情報提供の充実と情報の共有化

人のつながりによる安全・安心への取り組み

支え合いの基盤となる「福祉コミュニティづくり」の推進

多様な活動団体同士の交流・連携の促進

既存資源の活用による拠点づくり

サービスへつなぐ仕組みの充実

多様なサービス提供主体の確保

社会福祉協議会との連携強化



## 第4章 地域福祉推進に向けた取り組みの展開

### 基本目標1 ひとづくり

#### (1) 地域福祉の担い手の発掘と育成

地域資源（人材、施設や設備、情報）を地域福祉活動へと結びつける地域福祉コーディネーター等の地域福祉の担い手の発掘と育成に取り組みます。

#### 具体的取り組み

取り組み	内容
地域福祉を担う人材(個人・組織)の発掘・育成	<ul style="list-style-type: none"><li>・地域で主体的に活動できる新たな地域福祉の担い手の発掘と育成、特に若い世代へのボランティア参加の働きかけ、団塊の世代の地域活動への参加促進、活動の受け入れ機会の確保に努めます。</li><li>・手話奉仕員、要約筆記奉仕員などの養成に継続して取り組みます。</li></ul>
地域福祉を担うリーダーやコーディネーターの育成・支援	<ul style="list-style-type: none"><li>・身近な地域コミュニティの中で中心となって活動するリーダーの養成のための福祉セミナー等の研修を実施します。</li><li>・コーディネーターとしての市民活動リーダーの養成のための講座開催に努めます。</li></ul>
ボランティア活動やNPO法人等の活動支援及び啓発と相談対応	<ul style="list-style-type: none"><li>・社会福祉協議会によるボランティアコーディネートの充実とNPOによる市民活動相談などの活動支援に取り組みます。</li><li>・市民活動へ参加する人の増加に向けた、多様な仕組みによる情報発信に取り組みます。</li></ul>
新たなボランティア活動や青少年のボランティア活動参加への支援	<ul style="list-style-type: none"><li>・社会福祉協議会を中心としたボランティア入門講座、体験講座の開催など、より魅力のある講座開催の支援に努めるとともに効果的なPRを実施します。</li><li>・青少年を対象としたボランティア活動の新たな展開への支援を行います。</li></ul>



## (2) 福祉、地域、人権に対する意識の向上

地域福祉を推進するために、市民一人ひとりが、相互に理解しあい、地域の課題を自分たちの課題として受け止めることができるように、意識の向上に努めます。

### 具体的取り組み

取り組み	内容
人権尊重の視点による地域福祉の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域での人権に関する活動を促進させるため、住民自治組織や社会福祉協議会等の関係機関との連携により、人権活動の促進に向けた支援を継続していきます。</li> <li>・すべての住民が人権問題を自分のものとしてとらえ、お互いの人権を尊重していくことができるよう、学校・地域・行政等の各種団体の連携により、人権教育・人権啓発を推進していきます。</li> </ul>
家庭、地域における福祉意識の醸成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・幼児期からの福祉教育の大切さをあらゆる機会を通して広報・啓発していきます。</li> <li>・高齢者、障がいのある人への思いやりの心を育むため、世代間の交流や保育所・幼稚園における障がいのある児童の受け入れに対する支援を継続していきます。</li> </ul>
学校等における体験・交流を通じた福祉教育への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別支援学校在籍児童生徒との交流・共同学習や福祉教育に工夫を加え、更なる充実に取り組みます。</li> <li>・地域の福祉施設の訪問・交流を通じた福祉教育を支援します。</li> <li>・社協による福祉体験学習の指導・支援に継続して取り組みます。</li> </ul>

### 3つの愛に包まれたまちづくり ～ふれ愛・みとめ愛・ささえ愛の心を育てよう～

#### ○ふれ愛

まず、一歩。人と人との出会いから、心のふれあいが始まります。

自動車の普及が進み、道で出会ってのあいさつもしくくなりました。日頃、隣近所の皆さんと声を掛け合い、語り合うことも少なくなってきたのが現状です。

いそがしい日々だからこそ、あえて出会いの場をつくり、あいさつし、話し合い、いろいろな情報を共有することが重要です。互いの「思い」や「心の痛み」などの理解がすすみ、地域の共同体としての意識が生まれるのではないのでしょうか。

#### ○みとめ愛

人は誰でも、自分の存在を認めてほしいと思っています。

いろいろな環境、立場、信条、価値観や国籍の「ちがい」がある人で社会は成り立っています。人それぞれに「ちがい」があるのが当たり前で、その「ちがい」がある多様性があることによって、社会に活力が生まれます。

その「ちがい」を認め合い、尊重し合うことが何より大切です。

#### ○ささえ愛

ともに生きることの喜びを分かち合える社会づくりが、いま求められています。「いじめ」や「差別」は、ともに喜びを分かち合えない、生きる権利を侵害している状況といえます。誰かの人権が問題になっている社会は、私たちの目指す社会でないことを示しています。

市民一人一人が、社会を構成する者として、社会に現存する「いじめ」や「差別」をなくすために、自分にできることから始めることが大切です。  
<人権啓発推進グループホームページより>

### (3) 地域福祉活動への市民参加の促進

地域福祉を推進するために、市民が気軽に地域福祉活動へ参加できるように地域福祉活動の情報提供や交流の機会を促進するとともに、若い世代にも参加してもらえるようなきっかけづくりに取り組みます。

#### 具体的取り組み

取り組み	内容
地域福祉活動の促進に向けた普及啓発の充実	<ul style="list-style-type: none"><li>・地域福祉活動（ボランティア活動等）に関する情報の効果的な発信など普及啓発に取り組みます。</li><li>・市民活動団体を市ホームページで紹介し、情報の充実に努めます。</li><li>・障がい福祉をはじめとする福祉講演会・研修会などの新たな企画・PRに努めます。</li></ul>
地域で活動する団体等への支援の充実	<ul style="list-style-type: none"><li>・社会福祉協議会との連携によりボランティアグループ等への活動支援を継続します。</li><li>・市民活動団体などによる地域福祉活動を目的とした地域コミュニティ等の創生などへの活動支援に取り組みます。</li><li>・社会参加の機会づくり、生きがいづくり及び健康づくりなどに取り組む老人クラブ等の団体の活動支援に継続して取り組みます。</li></ul>
地域交流の機会づくり	<ul style="list-style-type: none"><li>・地域での声かけやあいさつ運動を実践していくとともに、近所づきあいや見守りなど地域のつながりを大切にしていける風土づくりに努めます。</li><li>・地域のことや人間関係づくり及び人権啓発についての町別自主学習などの参加促進に努めます。</li><li>・各コミュニティセンターの「ふれあいの集い」など地域イベントの開催により、地域交流の促進を図ります。</li></ul>



## 基本目標2 まちづくり

### (1) 重層的・総合的な相談体制の整備

身近な地域で気軽に生活や福祉の相談ができるように、また市民の多様なニーズに対応するため、地域の民生委員・児童委員と行政がそれぞれの役割を担いながら互いに連携・協力し、重層的・総合的な相談体制の整備に継続して取り組みます。

#### 具体的取り組み

取り組み	内容
身近な地域での相談窓口の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 民生委員・児童委員による「ふれあい福祉相談」など身近な地域での相談体制への支援を行います。</li> <li>・ 民生委員・児童委員、民生児童協力委員および福祉推進委員による地域の見守り活動など、地域セーフティネットの構築に継続して取り組みます。</li> <li>・ 相談業務を受ける相談員の資質向上に向けた研修会の開催などに取り組みます。</li> <li>・ 関係機関、団体等との連携強化により、「いじめ」「人権」「DV」など様々な相談に対応できる相談体制の充実に継続して取り組みます。</li> </ul>
高齢者、障がい者等、福祉に関する相談窓口の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「小野市福祉総合支援センター」を核として、高齢者、障がい者等の相談から支援までのワンストップサービスの充実に取り組みます。</li> <li>・ 「地域包括支援センター」「在宅介護支援センター」「障がい者地域生活相談支援センター」「社会福祉協議会」など各種相談機関の連携強化と相談体制の充実に図ります。</li> <li>・ 相談窓口の周知と民生委員・児童委員、関係機関との連携・協働による相談体制の充実に努めます。</li> </ul>
コミュニティソーシャルワーカーの育成と関係機関連携による総合的な相談体制づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 住み慣れた地域で、市民が困った時に安心して相談ができ、また、適切な対応がはかれるよう、コミュニティソーシャルワーカーの育成に努めます。</li> <li>・ 「高齢者」「障がい者」「健康」「子育て」などの相談に対して各関係機関の連携の充実強化に継続的に取り組みます。</li> </ul>



## (2) 情報提供の充実と情報の共有化

様々な媒体を使用した情報提供や身近な地域においても必要な情報が入手でき、共有化が図れるよう、地域での福祉情報のネットワーク化取り組みます。

### 具体的取り組み

取り組み	内容
福祉サービスのきめこまかな情報提供の推進	<ul style="list-style-type: none"><li>・窓口での情報提供を充実させるとともに、福祉情報等を掲載した冊子、パンフレット等の充実を図ります。</li><li>・市民が必要とされるパンフレット設置など、きめ細かな情報提供の場の確保に努めます。</li><li>・「保健と福祉の便利帳（仮称）」の発行など、新たな情報提供に努めます。</li><li>・各種制度やインフォーマルサービス、地域資源等の情報を一元化し、情報提供の充実を図ります。</li></ul>
地域福祉ネットワークの構築	<ul style="list-style-type: none"><li>・住民自治組織、社会福祉協議会、民生委員・児童委員等の関係団体と連携し、地域の福祉活動が円滑に行えるよう情報提供体制「地域福祉情報ネットワーク化」の構築などに取り組みます。</li></ul>
効果的な情報発信と共有化	<ul style="list-style-type: none"><li>・広報紙・市のホームページ等を活用し、情報の即時性を図ります。</li><li>・携帯電話を利用した「障がい福祉、子育て支援、健康に関する情報」に関するメール配信の充実を図るとともに、効果的なPRにより登録者を増やす取り組みも実施します。</li><li>・コミュニティセンター等、地域に身近な施設でのパンフレットの配置など、福祉情報の提供に継続的に取り組みます。</li></ul>



### (3) 人のつながりによる安全・安心への取り組み

日々の地域活動や近所づきあいなど、人のつながりを通じた要支援者（要配慮者）の情報を把握し、災害時、緊急時の支援活動がすばやく行える体制の充実を図っていきます。

また、日常生活自立支援事業、成年後見制度など、福祉サービス利用者の権利を守るための制度の周知・普及および利用促進を行っていきます。

絆を大切にされた地域セーフティネットの構築を目指します。

#### 具体的取り組み

取り組み	内容
災害時・緊急時の要 援護者支援体制の 充実	<ul style="list-style-type: none"><li>・災害時要援護者登録制度の周知・登録促進に取り組むとともに、地域の互助・共助の有効な支援と行政の連携のしくみづくりに取り組みます。</li><li>・災害時の要援護者安否確認のマニュアル化に取り組みます。</li><li>・社会福祉協議会による災害ボランティアセンター設置マニュアルの策定に対して支援を行いません。</li></ul>
人権尊重を基本と した福祉サービス 利用者等への権利 擁護	<ul style="list-style-type: none"><li>・相談窓口の更なる啓発に努めます。</li><li>・成年後見制度の周知・普及に努めるとともに利用を促進していきます。</li><li>・人権と安全を優先した福祉措置の実施について、関係機関との連携により適切な実施に努めていきます。</li></ul>
苦情解決制度、日常 生活自立支援事業 の周知と有効活用	<ul style="list-style-type: none"><li>・苦情解決制度や日常生活自立支援事業については、社会福祉協議会との連携を図り、市民への一層の周知とともに、相談体制の充実など、有効活用のための環境づくりを継続して推進していきます。</li></ul>

## 基本目標3 わ（和・輪）づくり

### (1) 支え合いの基盤となる「福祉コミュニティづくり」の推進

地域における声かけやあいさつ、近所づきあい、見守りなどのあたたかい関係づくりに向けた啓発とともに、身近な地域でそれぞれの実情にあった話し合いや交流の場が持てるよう推進していきます。

#### 具体的取り組み

取り組み	内容
地域でのつながり・市民のつながりの強化	<ul style="list-style-type: none"><li>・まちづくり協議会などの地域交流活動に対する支援を継続します。</li><li>・地域や人間関係づくりについて、町別学習会や町別懇談会などでの話し合いを通して、あたたかい関係づくりを啓発していきます。</li><li>・声かけやあいさつ、近所づきあい、見守りなどのご近所同士のあたたかい関係づくりに向けた啓発と、これらを大切にしていくな土づくりを継続支援していきます。</li><li>・健康ボランティアを育成し、地域における心身の健康づくりを支援します。</li></ul>
地域におけるサロン活動等への支援	<ul style="list-style-type: none"><li>・社会福祉協議会との連携により、「ふれあいいいきサロン」「子育てサロン」の開催、開設及び活動支援を行います。</li><li>・介護予防に係るサロン活動など、住民自治組織や社会福祉協議会との連携を図っていきます。</li></ul>
地域を支えるネットワークづくり	<ul style="list-style-type: none"><li>・「介護予防」「医療」「介護」「生活支援」「住まい」の5点の取り組みを包括的かつ継続的に行う地域包括ケアを推進します。</li><li>・障がい福祉の推進のため、市内の障がい関係機関によるネットワーク会議等の体制整備に取り組みます。</li></ul>

## (2) 多様な活動団体同士の交流・連携の促進

社会福祉協議会等との連携により、ボランティアグループ等、各種団体の交流を促進するとともに情報提供の充実を図っていきます。

また、地域福祉の推進役である民生委員・児童委員と住民自治組織等の連携・協力を推進します。

### 具体的取り組み

取り組み	内容
ボランティアグループ連絡会や各種活動団体の連携・交流の促進	<ul style="list-style-type: none"><li>・社会福祉協議会登録ボランティアで構成するボランティアグループ連絡会の活動・交流を継続して支援していきます。</li><li>・各種市民団体へのコミュニティセンターでの交流の場の提供など、支援を継続していきます。</li><li>・当事者グループに交流の場を提供し、活動を支援します。</li></ul>
各種ボランティア団体等の活動支援、情報提供	<ul style="list-style-type: none"><li>・社会福祉協議会等との連携により、ボランティア活動の情報提供に努めるとともにボランティアグループの立ち上げや活動を支援します。</li><li>・ファミリーサポートセンター等ボランティアへの研修会、連絡会を社会福祉協議会と連携して実施していきます。</li><li>・老人クラブ活動の活性化を含め、高齢者の知識、経験を活かした生きがいづくり、健康づくりのための多様な社会活動の促進を促します。</li></ul>
住民自治組織、民生委員・児童委員の連携・協力の推進	<ul style="list-style-type: none"><li>・民生委員・児童委員の役割や活動の周知を継続します。</li><li>・民生委員・児童委員に対し、保健・福祉に関する情報提供や研修会を開催し、活動の充実支援を行います。</li><li>・自治会、まちづくり協議会、民生委員などの連携・協力の推進に取り組みます。</li></ul>





### (3) 既存資源の活用による拠点づくり

コミュニティセンターや各町公民館、空き店舗、空き家等の既存資源を活用した、地域の集いの場、つながりの場など、情報交換・相互理解の拠点となる「共生の場」の支援に取り組みます。

また、すべての人が安心して住むことができるよう、ハードとソフト両面のバリアフリーを推進します。

#### 具体的取り組み

取り組み	内容
コミュニティ活動の拠点づくりへの支援	<ul style="list-style-type: none"><li>・地域住民に身近な社会福祉施設等をはじめ、地域の様々な資源（集会所、空き店舗、空き家等）を活用した、地域住民が主体となって行う活動拠点づくりや、交流、支え合い活動の場づくりへの支援を行っていきます。</li><li>・高齢者等地域活動拠点づくり事業による、地域公民館のバリアフリーを図り、コミュニティ、共生の拠点として整備を促進していきます。</li></ul>
ユニバーサル社会への取り組み	<ul style="list-style-type: none"><li>・ユニバーサル社会づくりに向け、民間でも活用できる制度などの情報提供に努めます。</li><li>・ユニバーサルデザインのまちづくりについての「意識啓発」を継続して取り組みます。</li></ul>



いきいきサロンの様子

## 基本目標4 りそう（理想）の福祉づくり

### (1) サービスへつなぐ仕組みの充実

だれもが地域で安心して暮らすことができるよう、地域での支え合いや地域での見守りと、適切な相談窓口や福祉サービスにつなぐ仕組みの充実に取り組みます。

#### 具体的取り組み

取り組み	内容
組織的な見守り 活動の推進	・ 要援護者の地域での見守り、福祉ニーズの早期発見など適切な相談窓口や福祉サービスにつなぐ仕組みの構築のため、社会福祉協議会と連携し、地域福祉コーディネーターの育成や地域での助け合いのシステム構築に取り組みます。
虐待・DVなど虐待・暴力の防止、 早期発見、早期対応	・ 高齢者虐待、児童虐待、障がい者虐待、DVの早期発見、早期対応を図るため、広報での啓発や関係機関との連携体制の整備に取り組みます。 ・ 民生委員・児童委員等による地域での見守り支援など、早期発見、早期対応につながるネットワークの構築に努めます。
自己評価等の検証体制づくり	・ 各種の計画の評価・検証体制に取り組み、新たな福祉サービスの構築に努めます。

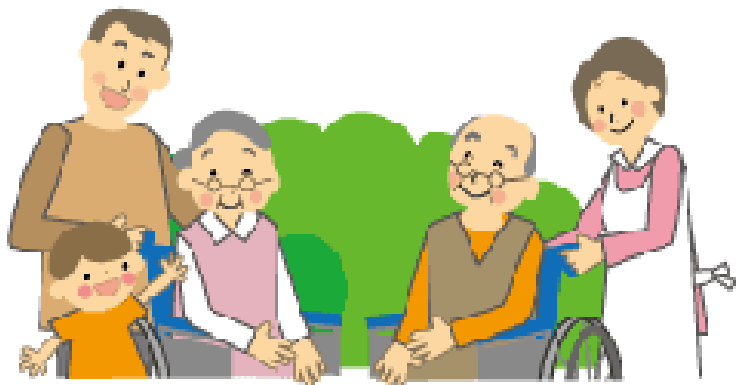
## (2) 多様なサービス提供主体の確保

少子高齢社会が進展していく中で、市民の生活スタイルも多様化しており、生活課題や求められる支援もさまざまです。

これらの地域ニーズや新たな福祉課題に対応できるサービス提供主体の育成・確保を目指します。

### 具体的取り組み

取り組み	内容
新たな福祉課題や福祉制度の狭間にある人等への支援体制づくり	<ul style="list-style-type: none"><li>・生活支援サポーターなどのインフォーマルサービスの充実に継続して取り組みます。</li><li>・新たな福祉課題に対応するボランティアの育成などを検討します。</li><li>・コミュニティビジネス（CB）についての情報提供をはじめ、多様なサービスづくりについて関係機関と連携して取り組みます。</li></ul>
地域ニーズの掘り起こし	<ul style="list-style-type: none"><li>・民生委員・児童委員等の地域における見守り活動を継続して支援します。</li><li>・地域の見守り体制により、把握された福祉ニーズを相談・支援につなげるネットワークの充実に取り組んでいきます。</li></ul>



### (3) 社会福祉協議会との連携強化

地域福祉を担う中心的な組織である社会福祉協議会との連携により、地域ぐるみの支え合い活動や助け合い活動の活性化等を図っていきます。

#### 具体的取り組み

取り組み	内容
地域福祉計画と地域福祉推進計画の整合による地域福祉の推進	・小野市社会福祉協議会で平成25年度に策定予定の小野市地域福祉推進計画と本計画の整合を図り、多様化する福祉ニーズに対応していくための連携に努めます。
地域ぐるみの支え合い活動、助け合い活動の活性化への取り組み	・介護ファミリーサポートセンター事業、育児ファミリーサポートセンター事業の継続実施を支援していきます。 ・社会福祉協議会が実施する小地域での助け合い活動を支援していきます。

#### 社会福祉協議会とは？

社会福祉協議会は、社会福祉法第109条で「住民主体による地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」と定められており、各市町村の単位でひとつしか設置できない特別な社会福祉法人です。

民間組織としての「自主性」、地域の住民や社会福祉関係者に支えられた「公共性」という二つの側面を併せ持つ組織といえます。

地域福祉の実践に欠かせないものとしては、住民の福祉活動と社会福祉協議会が「ネットワーク」を構築することです。

それは単なる連携ということではなく、「協働(パートナーシップ)」の関係が目指す姿であります。

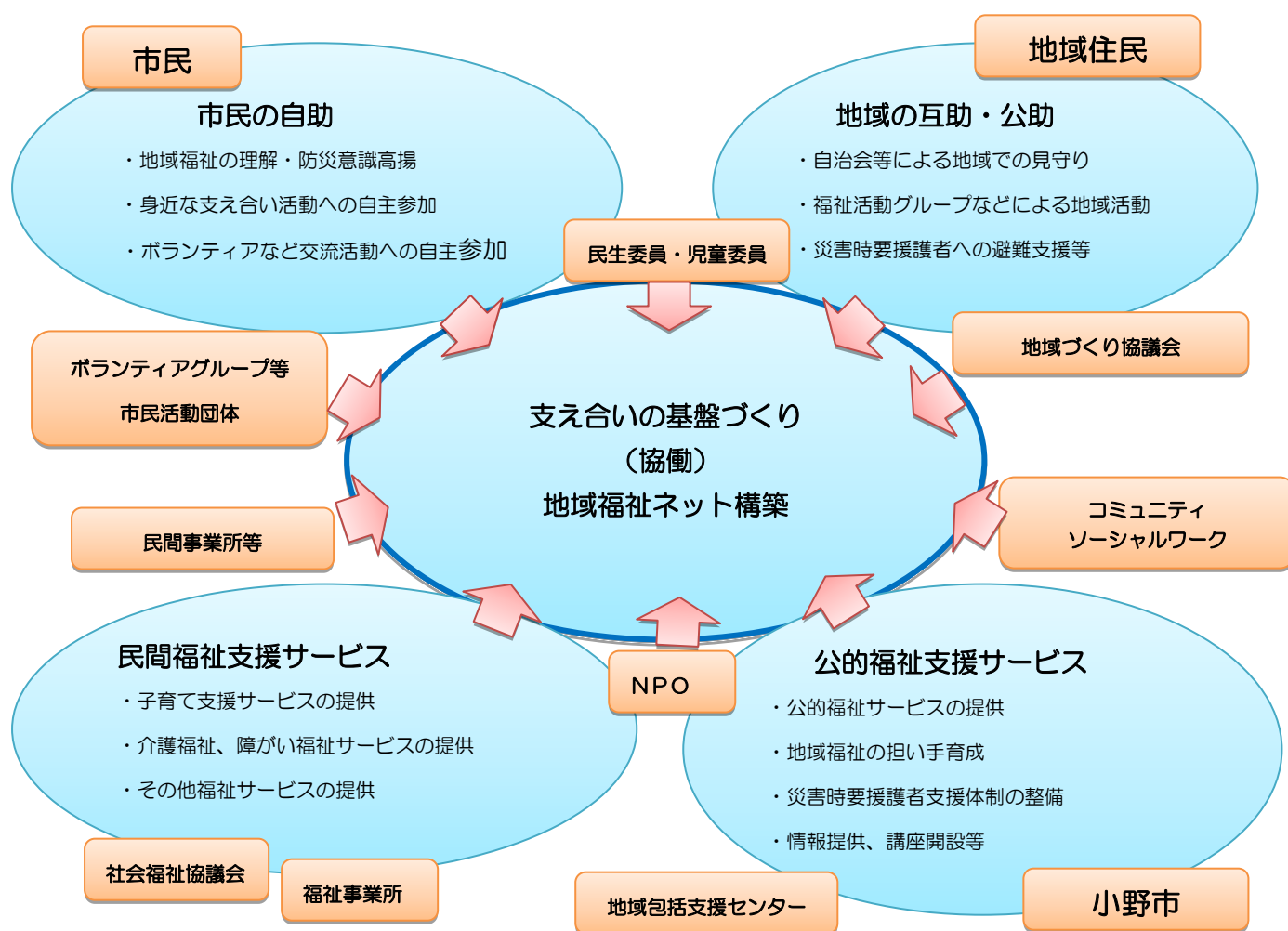
また、社会福祉協議会は「環境面」を支援する行政と連携して、住民自ら行う活動に対して「行動面」から支援することが役割といえます。

## 第5章 計画の推進

### 1 市民、関係団体、事業者、行政等の協働による計画の推進

地域福祉活動の主役は地域に生活している住民自身です。住み慣れた地域で助け合える地域社会を実現させていくには、行政だけの取り組みでは不十分であり、地域住民との協働が不可欠となります。また、地域には多様な福祉ニーズが潜在しており、それらのニーズに対応していくためには、地域のなかで活動するボランティア、NPO、関係機関・団体、民間事業者も地域福祉の重要な担い手となります。

計画を推進していくにあたっては、地域福祉を担う主体がお互いに連携をとり、それぞれの役割を果たしながら協働して計画を推進していくことが重要となります。



## 地域福祉推進圏域について

地域の福祉課題やニーズは、近隣の助け合いや地域のボランティア活動などで解決できること、公的福祉サービスや社会福祉法人等の専門的な支援が必要なこと、さらには複合的な支援が必要なことまで、きわめて多様な支援や連携が求められます。

このような取り組みを効果的に展開していくために、第1期地域福祉計画では、地域福祉におけるセーフティネットの仕組みとして、市全域を、コミュニティセンター（小学校区）、各町、隣近所の階層に分類し、小地域福祉ネットワークの構築を展望しました。

### 地域福祉圏域検討の課題

地域福祉圏域に関して次のような課題が明らかになりました。

- (1) 3層構造（市全域⇄コミセン⇄各町）の連続性、関係性が不明確である。
- (2) コミセン単位の福祉活動の役割・機能が明確に示されていない。
- (3) コーディネーター、コミュニティソーシャルワーカーの役割や育成・配置について明確ではない。
- (4) 各地域で活動している各活動団体同士の連携が不十分である。

以上の課題から、第2期地域福祉計画では、次のようにそれぞれの地域福祉推進圏域の位置づけや範囲及び想定される機能を定めました。

#### ●基本福祉圏（市全域）

小野市全域を範囲とし、地域から上がってきた課題の検討や対応を行うなど、総合的な地域福祉を推進する。

##### 【機能】

- ・市は市社協と協働し、小地域福祉圏、中地域福祉圏の福祉活動を支援する。
- ・6つの中地域福祉圏の連絡調整や情報共有、対応困難なケースを協議する。
- ・市は（仮称）コミュニティソーシャルワーカーの養成、配置を検討し、（仮称）地区福祉サポーターの育成・配置を支援する。

#### ●中地域福祉圏（コミセン）

市内6ヶ所のコミセン（小学校区）範囲を基本として、民生委員・児童委員協議会、地域づくり協議会、町・自治会が連携し、地域で発生する課題の発見から支援までを行えるネットワークの構築を検討する。

##### 【機能】

- ・地域の情報やニーズの収集
- ・社協地区担当（地域福祉コーディネーター）はコミュニティソーシャルワーカーと連携し、（仮称）地区福祉サポーターを育成・配置し、住民から地域での相談・支援機能を検討する。
- ・コミュニティソーシャルワーカーは社協地区担当（地域福祉コーディネーター）と連携し、中地域福祉圏内の活動団体や住民の福祉ネットワークづくりを進める。

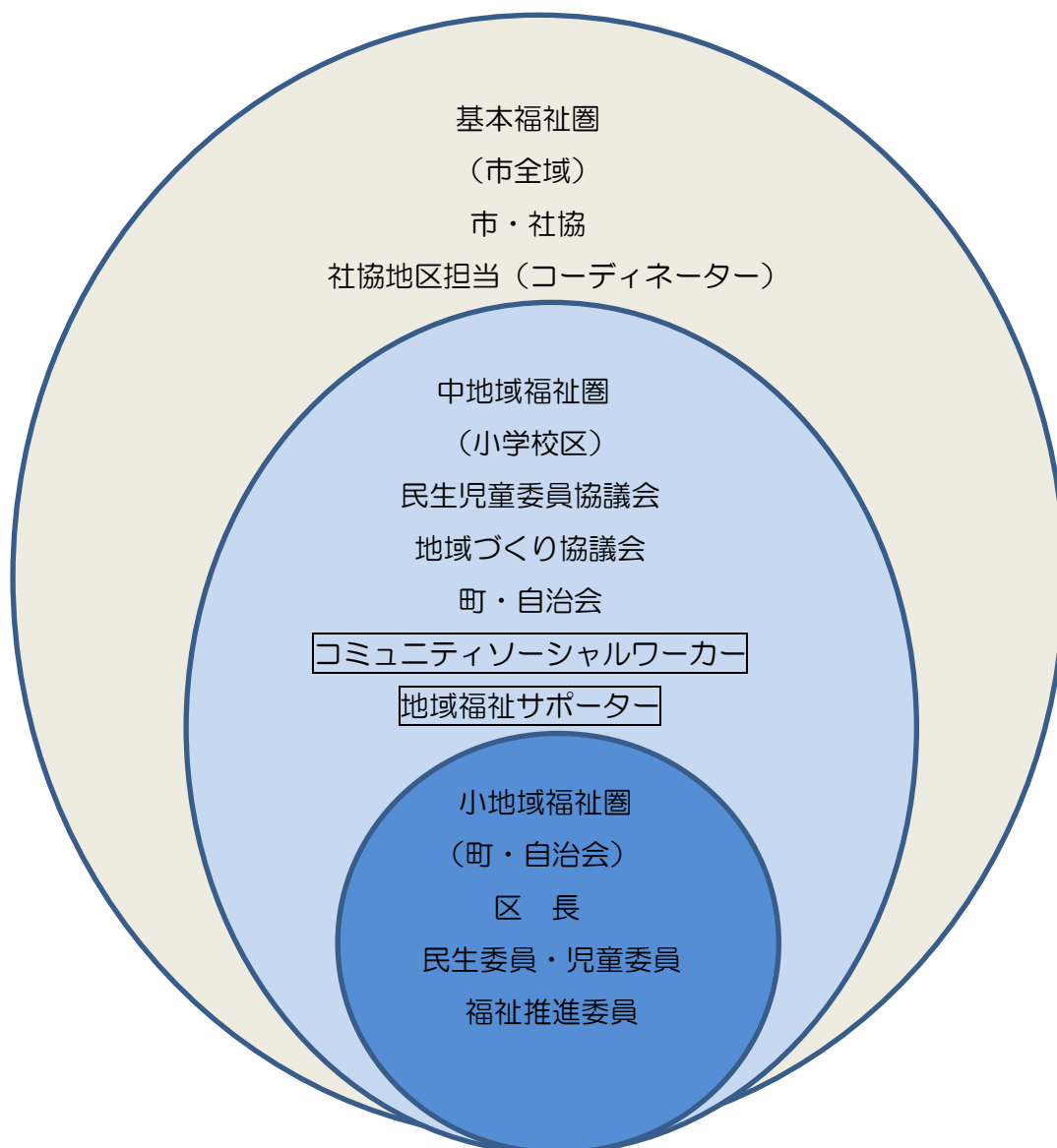
●小地域福祉圏（各町・自治会）

町・自治会の民生委員・児童委員、福祉推進委員が連携し、地域の見守り活動、生活課題・問題の発見について連携並びに情報収集する。

【機能】

- ・近隣で発生する問題や潜在化するニーズの発見
- ・行政や地域からのお知らせや情報の伝達

三層構造の地域福祉推進圏域



## 市民、関係団体、事業者、行政等の役割

### (1) 市民、ボランティア、NPOの役割

市民一人ひとりが福祉に対する意識や認識を高め、地域社会の構成員のひとりであることを自覚することが大切です。そして、一人ひとりが自らの地域を知り、自ら考え、地域で起こっている様々な問題を地域のなかで解決していくための方策を話し合い、地域福祉の担い手として声かけやあいさつ、見守りなど日常的な近隣同士の交流を行うとともに、地域行事やボランティア活動等に積極的に参加していくことが求められています。

また、ボランティア、NPOには、地域で様々な福祉活動を行っている団体と連携をとり、活動内容の充実とサービスの多様化を図り、地域の福祉ニーズへ対応する活動団体としての役割が求められています。

### (2) 民生委員・児童委員の役割

民生委員・児童委員は、地域の人々が自立して暮らすための様々な支援を行うとともに、安心して暮らせるまちづくりを進める役割を果たしてきました。民生委員・児童委員には「社会福祉に関する活動を行う者」として地域福祉の推進に努めることが期待されています。また、福祉サービスの利用制度からもれる人や利用しようとしにくい人への対応、虐待や暴力、ホームレス等の問題をはじめ、現在の公的な制度では解決できない不安や孤独、孤立、引きこもりなど、心の問題を抱えている人の発見と、それらの人々に対する相談・支援が期待されています。

### (3) 社会福祉協議会の役割

社会福祉協議会は、社会福祉法第109条で「住民主体による地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」と定められており、各市町村の単位でひとつしか設置できない特別な社会福祉法人です。

そのため、社会福祉協議会事業の議決権を持つ理事会・評議員会の構成員でもわかるとおり、住民・社会福祉関係団体・行政関係者など幅広い分野の地域住民の参加と協力のもと、小野市の社会福祉向上のため「民間」として住民の声に耳を傾け、意見を結集し相互連帯により活動しているのが大きな特徴です。

また、民間組織といえどもいわゆる他の社会福祉法人とは異なり、地域住民すべてを対象とし、住民参加の原則・会員会費制・行政からの受託事業など、きわめて公共性の高い活動を行います。

社会福祉協議会は、住民自ら行う活動に対して「行動面」から支援することが役割であり、意見の大小に関わらず、行政施策として必要なことは住民の思いとして伝える役割があります。



#### (4) 社会福祉事業者の役割

社会福祉事業者は、福祉サービスの提供者として、利用者の自立支援、サービスの質の確保、事業内容やサービス内容の情報提供、また、その他サービスとの連携等に取り組むことが求められています。また、福祉施設等にあたっては、ボランティア体験や様々な方々との交流など福祉教育の場としての役割が求められるとともに、各サービス事業者間や地域との連携を図り、地域福祉の拠点となることが期待されています。

今後、ますます多様化する福祉ニーズに対応するため、すでに実施している社会貢献事業のさらなる充実や新しいサービスの創出、住民の福祉への参加支援、福祉のまちづくりへの参画などに努めることが求められています。

#### (5) 行政の役割

地域福祉の推進にあたっては、地域住民や関係団体等の自主的な取り組みが重要な役割を担います。そして、行政は市民の福祉の向上をめざして福祉施策を総合的に推進していく役割を担っています。地域住民や関係団体等の自主的な取り組みを様々な形で支援するため、住民自治組織、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、当事者団体、ボランティア団体、NPO等の関係機関・団体の役割を踏まえながら、相互に連携・協力を図り、地域の福祉活動を促進させるための環境づくり・仕組みづくりを行っていくことが必要となります。

そのためには、地域福祉について市の各部署の理解、認識が必要であり、地域の様々なニーズに対応していくため、また、今後地域において構築が進められるセーフティーネットに対応していくため、全庁的な連携や調整を図ることを目的とした「(仮称)小野市地域福祉推進協議会」の設置をめざします。

#### ● 各種団体等の役割分担（計画の目標・施策の方向を踏まえて）

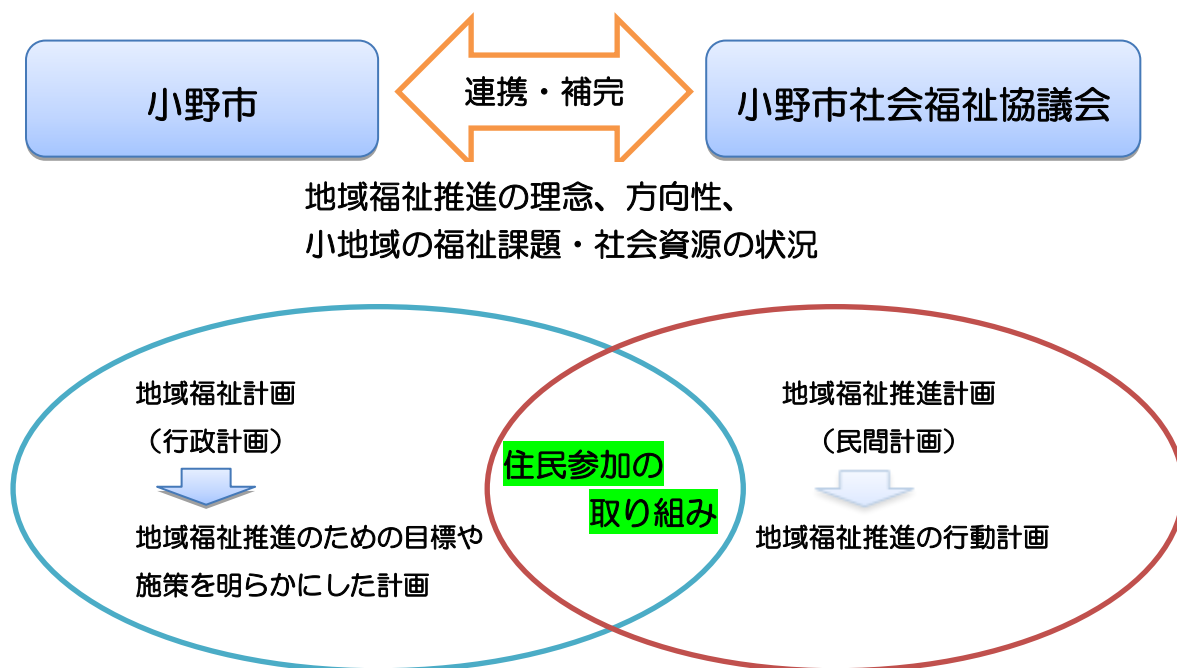
各種団体	期待される役割
市民、ボランティア、NPO 「地域福祉活動の実践者（主役）」	地域ぐるみの福祉活動の積極的な展開
民生委員・児童委員 「地域の世話役」	地域住民やNPO、ボランティアと連携した相談・援助活動の推進
社会福祉協議会 「地域福祉のコーディネート（推進役）」	地域団体の連携をコーディネートし、地域ぐるみの活動を推進
社会福祉事業者 「専門的な福祉サービスの提供」	専門機能を生かしつつ、地域団体等と連携した福祉サービスの提供
行政 「地域福祉の基盤づくり」	地域ぐるみの活動が展開しやすい環境づくり

## 2 市社会福祉協議会との連携による事業の推進

「小野市地域福祉計画」に対し、小野市社会福祉協議会では「小野市地域福祉推進計画」が策定され、地域福祉推進のための提言や住民主体の身近で具体的な行動計画が提示されています。

そして、小野市の地域福祉の実現には、「地域福祉計画（行政計画）」と「地域福祉推進計画（民間計画）」が連動し、一体的に推進していく必要があります。

そのため、地域福祉の推進役である社会福祉協議会の体制強化に向けて支援を行います。



## 3 地域福祉推進体制の整備

本計画は、地域福祉推進に向けた基本的な理念、地域と行政の協働と役割分担の仕組み、そして地域と行政による重層的な支え合い・助け合いの仕組みづくりについて示しています。今後、具体的な施策・事業を進めていくには、本計画と平行して社会福祉協議会により策定される地域福祉推進計画において、身近な地域の状況や課題などを踏まえた取り組みが示される予定であり、小野市における地域福祉の推進が本格的に動き出すこととなります。

本計画に基づく地域福祉の取り組みが、効果的かつ継続的に行われるためにも市の事業や地域における活動等の取り組みを点検・評価する組織として「(仮称) 地域福祉計画評価委員会」の設置をめざすとともに、その審議結果が本計画の推進につながるよう努めていきます。

### 用語の説明

#### ◎ パブリック・コメント（市民意見公募手続制度）

市が基本的な計画を策定する際に、事前にその案の内容および関連資料を公表して、市民の皆様からの意見を募集し、それを政策に反映させるとともに、提出された意見とそれに対する市の考え方を公表する一連の手続きを言います。

#### ◎ 合計特殊出生率

一人の女子が一生の間に産む平均子ども数。15～49歳の女性の年齢別出生率を合計したもので、この数値が2.1を下回ると将来人口が減少していくと考えられます。

#### ◎ コミュニティソーシャルワーカー

地域において支援を必要とする人々の生活圏や人間関係など環境面を重視した援助を行うとともに、地域を基盤とする活動やサービスを発見して支援を必要とする人に結びつけることや、新たなサービスの開発や公的制度との関係の調整などを行う専門知識を有するもののことをさす。

#### ◎ 苦情解決制度

福祉サービスに対する利用者の苦情や意見を幅広く汲み上げ、サービスの改善を図り、質の高いサービスの提供を実現するための制度。社会福祉法においては、社会福祉事業の経営者は利用者等からの苦情の適切な解決に努めなければならないとされている。

#### ◎ 地域福祉権利擁護事業

社会福祉法上の制度で、判断能力は一定程度あるが、自己の判断で福祉サービス等を適切に利用することが困難な高齢者や障がい者等に対し、自立した地域生活が送れるように、日常的な金銭管理のサービス、大切な書類の預かりサービス、介護保険などの福祉サービスの利用援助など日常生活を支援する事業。社会福祉協議会が実施主体となり、生活支援員がこれにあたる。

#### ◎ 成年後見制度

病気や障がいのため判断能力が著しく低下した人は、財産管理や契約、遺産分割等の法律行為を自分で行うことが困難であったり、悪徳商法等の被害に合うおそれがある。このような人を保護し支援する目的で、民法を改正し、平成12（2000）年4月にスタートした制度で、家庭裁判所により選任された後見人等が本人の意思を尊重し、その法律行為の同意や代行などを行う。

#### ◎ DV（ドメスティックバイオレンス）

配偶者のみならず、恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力をいう。身体的暴力だけでなく、精神的暴力、性的暴力、経済的な暴力、子どもを利用した暴力が含まれる。

## ◎ 福祉コミュニティ

コミュニティ（community）は、日本語の「共同体」や「地域社会」のことを指す。「福祉コミュニティ」は、従来の単なる地域共同体ではなく、地域の住民が地域福祉の向上のため、福祉施策や事業、活動を重視する福祉型の地域共同体のこと。具体的には、住民参加に基づく公私協働によって推進され、地域組織化へと発展させるべきものであり、地域福祉の最終目標であると言われている。

## ◎ 地域包括支援センター

保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーの専門職により、地域における「総合的な相談窓口機能」「介護予防マネジメント」「包括的・継続的マネジメントの支援」「権利擁護事業」を行う機関です。

## ◎ インフォーマルサービス

要介護者をとりまく家族、親族、近隣等により提供される非公式的なサービスのことをいいます。

## ◎ ノーマライゼーション

障がいのある人もない人も共に社会の一員として、お互いに尊重し合いながら、地域の中で共に生活することが当たり前の社会であるという考え方、また、それに向けた活動や施策も含まれる。

## ◎ ソーシャル・インクルージョン

社会的排除や摩擦を受け孤立する人々を援護し、公的扶助や職業訓練、就労機会の提供などを通じて社会的なつながりの中に包含し、共に社会の構成員として支え合うこと。

## ◎ ソーシャル・サポート・ネットワーク

家族、ボランティア等のインフォーマル（非制度的）な支援と公的機関等のフォーマル（制度的）な支援のネットワークをケアマネジメント等の方法を用いて意図的に促進し、多面的に要介護者の援助を図っていくとするものです。

## ◎ NPO（民間非営利組織）

Non Profit Organizationの略称で、「民間」の「非営利団体」を指す言葉として用いられ、ボランティア団体や市民活動団体をはじめ、主に国内で社会貢献活動を行う民間非営利組織に対して使われています。

## ◎ コミュニティ・ビジネス（CB）

地域の人々が設立・所有する経済的な組織で、地域社会（コミュニティ）をベースに活動し、活動により得られた利益を地域社会の発展や組織の活動の展開のために使用する経済活動・市民活動等のことをさす。

## 社会福祉協議会登録ボランティア一覧

	グループ名	内容
1	配食ボランティア いなほの会	ひとり暮らし高齢者等への給食配送
2	調理ボランティア 味くらぶ	ひとり暮らし高齢者等への給食配送
3	病院ボランティア「わたぼうし」	市民病院での窓口案内、車いす介助
4	ガイドヘルパー「やまなみの会」	視覚障がい者への外出介助
5	精神保健福祉ボランティア「ステップ」	精神障がい者への支援、交流活動
6	カリタス点字	視覚障がい者への点訳活動
7	朗読サークルこだま	視覚障がい者への朗読録音活動
8	カリタス朗読	視覚障がい者への朗読録音活動
9	手話サークル ひまわり	聴覚障がい者への手話通訳活動
10	小野託児サークル「このゆびと～まれ♪」	大会、講演会時の託児活動
11	おはなしサークル「ピッピ」	絵本の読み聞かせ、学童保育への支援
12	吉船の会	民謡による施設訪問活動
13	吉良昭乃会	民謡による施設訪問活動
14	明日葉の会	腹話術による施設訪問活動
15	小野さくら会	銭太鼓による施設訪問活動
16	松竹梅	大正琴、三味線等による施設訪問
17	吉日女柳輝会	民謡による施設訪問
18	のじぎく会	民謡による施設でのふれあい交流活動
19	日本民謡秀奥会	民謡による施設訪問活動
20	小野マジッククラブ	マジックによる施設訪問活動
21	おの要約筆記うさぎ	聴覚障がい者への要約筆記活動

## 平成 23 年度小野市地域づくり協議会事業実施状況

### 小野地区地域づくり協議会

活動件名	目的・内容
① 三世代交流グランドゴルフ大会 ② 大踊り支援事業 健康・元気都市小野	○小野地区スポーツ推進委員会から独立し、地域づくり協議会主催として取り組む事業である ○簡易なスポーツ大会を通じて、希薄化傾向にある小野地区 30ヶ町住民の親睦と交流を深め、地域的連帯感を醸成する。 ○伝統ある播州音頭を保存するため、7ヶ町連合区長会と連携して支援を行う。 ○同時に各町内の三世代交流を進める。
「まち花いっぱい」創造事業 美観景観都市小野	○小野地区を花いっぱいの美しい町にすべく、観光課とタイアップしながら、ボランティアに地域元気アップ活動団体、コミセンおののサークルとともに植栽し、コミセンおのの周辺に景観都市小野を創出する。
クリスマスイルミネーション &コンサート ハイカラ都市小野	○「光でつなぐ 人の輪 心の和」をテーマに参画と協働により光り輝く元気なまち小野市を創造する。 ○地域づくり協議会、地域元気アップ活動団体とともに小野小・小野東小・小野中・小野工業高校も巻き込んだイルミネーションを実施する。 ○廃油を利用したエコキャンドルを小野工業高校の生徒の協力を得て、コンサート時に点灯する。
① 商店街の落語会 ② 春風到来「小野陣屋まつり」 歴史文化都市小野	○3か月に1回ペースで落語会を開催 ○パレード、神輿、フリーマーケット・地域産品・縁日コーナー等の設置 ○愛宕神社境内に特設舞台を組み、サークル、保育所、小学校による芸能発表開催。 ○落語会の開催 ○陣屋のまちウォークラリーの実施 ○武者歩き ○江戸町屋の再現 ○小野陣屋鍋（大鍋）による炊き出し披露及び東日本大震災チャリティ企画
コミュニティレストラン「陣屋」の運営	○コミセンおののに多くの人が集まり、コミュニティのつどいの場づくりに「食」を通じて交流を深めていただくために運営している。 ○地産地消の推進及び陣屋弁当等の提供 ○賑わいづくりのために、ピアガーデン2回開催 ○営業は、年末年始の休日を除き、原則として毎日営業
広報「陣屋の風」発行	○小野地区地域づくり協議会の活動を広く周知し、多くの協働参画者を得るため、地域づくり協議会広報を発行する。 また、ブログを随時更新し、各部会の活動内容を紹介する。 ○年2回広報を発行し、地域づくり活動の記事を掲載する。 ○コミセンおののをPRすることにより、コミセンの利用者を増やし、地域づくりの活動拠点としての場を周知する。
コミュニティ推進部会	○地域づくり協議会が母体となって、さらに参画と協働によるコミュニティ活動の推進拠点づくりを行う。 ○コミュニティホールの活用方法等の検討を行う。 ○地域自治会の活動の場として利用していただくよう推進する。
安全安心のまちづくり	○小野地区安全安心再生協議会と住みよいまち部会との合同会議を実施。 ○通学路を重点として、交通安全啓発を実施する。 ○1戸1灯運動を実施する。

## 河合地区地域づくり協議会

活動件名	目的・内容
地域活性部会 1. JR2駅の美化 2. 花の管理	<p>○JR駅は、河合地区の玄関口として地域の子どもの通学や大人の通勤に、また、他市からの訪問者等々多くの人が利用しています。</p> <p>地域の利用者、他市からの訪問者が季節感を味わい、ほのほのとした気持ちで乗り降りでき「河合はいいところだなあ」と思える環境づくりを目指します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・JR2駅に七夕飾り、クリスマス飾り、正月飾りを行いました。</li> <li>・JR2駅の花壇に花植えを実施。</li> <li>・JR2駅のコミュニティホール展示品を定期的に入れ替え、常に新鮮な雰囲気づくりをします。</li> <li>・植物園・庭園・公園などを視察し、花の管理の研修をおこないます。</li> </ul>
地域交流部会 1. 第5回かわいの大運動会  2. かわい歌ごえ広場	<p>○地域づくりの推進の土壌づくり（地域住民の協力と連携・交流）を目的に、地域住民参画による事業を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・河合地区のみんなが参加できる運動種目を中心に「かわいの大運動会」を、地域づくり協議会、スポーツ推進委員会が開催します。</li> <li>地域住民同士の親睦と交流を深め、より力強い連帯感を育むことを目的とします。</li> </ul> <p>・開催回数は2回で第5回、第6回の実施となりました。</p> <p>コミセンかわいで開催します。コミセンかわいに地区住民が集まり交流を図ります。</p>
ふれあい部会 かわいふれあいまつり	<p>○ふれあいまつりは、コミセンかわいと河合小学校（体育館）でコミセンサークル生や保育所園児、小野特別支援学校、河合小学校、河合中学校生徒が音楽発表、成果発表、作品展示を行います。</p> <p>また、サークル生や元気アップ団体による模擬店やヒューマンライフ委員会による餅つきなどをおこない、地域のふれあいと交流の機会の場とします。</p> <p>地域の方の作品を多く展示し、地域住民参画を図ります。</p>
かわいの里山部会 かわい快適の森 第8回里山フェスタ	<p>○地域づくり推進の土壌づくりを目的に、地域住民参加のもとに実施します。</p> <p>第8回かわい快適の森「里山フェスタ」をかわい快適の森森林ボランティアと共催して開催します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・里山を知り、楽しめるハイキング</li> <li>・地域の住民が参加できるイベント</li> </ul>
地域安全部会 かわい地区 1. 「みまわり隊」活動  2. 「河合地区講演会」	<p>○地域の大人たちが、安全・安心活動を推進し子どもや高齢者が安心して暮らせる地域づくりを目的にします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・河合地区の「みまわり隊」活動（登録車両62台で活動します）</li> <li>・子ども見守り活動（オレンジの帽子を着用し、登下校時の子どもを見守ります）</li> </ul> <p>・子どもを現代社会の危機から守るために保護者を中心とした講演会を開催します。</p> <p>テーマ 子どもを携帯電話・ネット社会の危険から守るために</p>
広報部会 1. 河合イベント情報誌 「かわいのわたし」の発行  2. 「かわいのさと」の発行 3. ホームページの運営	<p>○地域の情報を共有化し、地域間の連携を強化します。</p> <p>また、地域間の諸問題を解決する手段として活用し、住みよい町づくりに役立てます。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① かわいコミュニティ情報誌を発行します。     （年4回河合地区全世帯、施設等に配布）</li> <li>② 地域づくり協議会広報紙を発行します。</li> <li>③ 河合地区地域づくり協議会ホームページの運営を行います。</li> </ol>

## 来住地区地域づくり協議会

活動件名	目的・内容
来住地区児童見守り隊	<ul style="list-style-type: none"> <li>○来住地区地域づくり協議会と老人クラブが共催して取り組む事業である</li> <li>○安全安心の地域づくり推進に参加し、来住小学生の確保と高齢者の地域参加の場の拡大を深める。</li> </ul>
広報活動 企画部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○協議会傘下、全ての団体の活動状況、運営状況を地区内、会員にPRする。</li> <li>○広報紙「こはくちょう」の発行2回</li> <li>○ホームページの充実</li> <li>○日刊紙等へのPR等</li> <li>○各団体の広報誌の統合化に向けた研究</li> <li>○きすみの魅力を市内外にアピールする。</li> </ul>
安全活動 安全部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○来住地区内の危険箇所を点検し、警戒看板や安全対策を講ずる。</li> <li>○通学路の安全確保を地域で徹底する。</li> <li>○他の団体と協同し、安全安心のネットワークを構築する。</li> </ul>
環境美化活動 環境部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○参画と協働をテーマに花いっぱい、心やすらく町づくりを創造する。</li> <li>○プランターに四季折々の花を植え、児童の通学路や各町公民館等に設置する。</li> <li>○管理維持団体を組織化し、計画的に追肥、除草を行ない、夏場の立ち枯れを防止する。</li> <li>○地域の環境美化に努める。</li> </ul>
きすみの祭	<ul style="list-style-type: none"> <li>○サークル生の作品発表</li> <li>○サークル生の模擬店（たこ焼き、赤飯の販売等）</li> <li>○地域づくり協議会の模擬店 （綿菓子、ポップコーン、おもちゃのくじ引き、ビンゴゲーム、野菜の販売等）</li> <li>○保育園児、中学生、サークル生の芸能発表会</li> <li>○地域元気アップ活動団体の参画協働のもと、各団体の活動内容を展示PR</li> <li>○コスモス祭を営農倉庫にて同時開催し、地域の祭として定着させる。</li> </ul>
スポーツ活動 スポーツ部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○スポーツ活動を通じて、地域住民の健康増進と、住民間の交流・親睦を深める。</li> <li>○地区内スポーツ大会を実施する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ソフトバレーボール大会の実施</li> <li>・アジャタ大会の実施</li> </ul> </li> <li>○ふれあいハイキングを実施する。</li> </ul>



## 市場地区地域づくり協議会

活動件名	目的・内容
いちばふれあいの祭典	<p>○市場地区地域づくり協議会の最大のイベントであり、協議会、老人会、各団体、保育園、小・中学校、サークル生、元気アップ活動団体、地区人教等の協力を得ながら、地域住民参画、協働の基に交流を広める。</p> <p>○祭典部会を立ち上げ、企画、催し、模擬店設営、交通・警備、進行、予算等を協議し、多くの参加を促す。</p>
市場地区夏祭り	<p>○踊り中心の夏祭り開催を通して、住民間の交流・親睦の輪づくりの大切さを学ぶ。</p> <p>○子ども・保護者・区長会・各団体・市場地区のふれあいと交流の企画・立案・準備を行い、広く参加者を募集し実施する。</p> <p>○盆踊り、模擬店、舞台発表、抽選会等により盛大に開催する。</p>
地域美化・花づくり	<p>○神鉄市場駅、樫山駅の美化、四季を通しての花苗の植栽・育成管理を実施する。</p> <p>○コミセンいちば他の花苗の育成、四季の花植栽、施肥、病害虫駆除、散水、除草等を実施する。</p> <p>○花づくり実行委員、老人クラブ、サークル生、協議会、元気アップ活動団体等協同しながら作業を行う。</p> <p>○クリスマス・正月の飾りつけを行う。</p>
安全・安心	<p>○子どもたちの安全・安心な通学路を確保する。</p> <p>○通学路の安全対策を学校・PTAおよび地域各団体と協力して実施する。</p>
いちば広報	<p>○地域づくりを多くの人に知ってもらい交流の輪を広める。</p> <p>○コミセンいちばだより・地域づくり協議会だより・ホームページ等を活用して、地域に密着した取材・広報活動を行なう。</p>
「小野ハミングウェイ」ウォーキング	<p>○山田川沿いの自然にふれながら、ウォーキングを通じて参加者交流の輪を広げる。</p> <p>○小野ハミングウェイの名称も少しずつ馴染んできたが、市内外にも知名度をアップしてウォーキングコースとして定着させる。</p> <p>○ハートフルウォーキング・神戸電鉄のウォーキング事業との協賛を継続して、当ウォーキングをアピールする。</p>
市場「水辺の楽校」事業	<p>○子どもたちが、四季を通じて水辺の動植物を観察し、水辺の散策、遊びなど、自然とのふれあい・不思議に気づき、環境、美しい景観を守るため、小学校、保護者、地域住民、協議会が一体となって取り組む。</p> <p>○水辺の楽校観察棟周辺の樹木に名札付け、草刈りのクリーンエイド作成、“小野ハミングウェイウォーキング”、マラソン大会支援、いちばふれあいの祭典（児童作品展示）等山田川周辺ほか多種多様な行事を催行する。</p>
青少年健全育成事業支援	<p>○子ども達が、地域社会で健全な心身を育むため、地域の青少年にかかわる団体としてその立場を尊重しながら、地域パトロール、広報誌の発行など連帯して青少年の健全育成の活動を推進していく。</p>
市場地区現代セミナー支援	<p>○高齢者が生きがいを持って積極的に地域に参加できるように推進に資するとともに学習意欲の増進に寄与することを目的とする。</p> <p>○講演会、管外研修等により開催する。</p>
地域元気アップ活動団体支援	<p>○地域において「人づくり、和づくり、まちづくり」を推進することを目的とし、自主的に活動する団体（5団体）を地域づくり協議会が支援する。</p> <p style="padding-left: 2em;">継続団体4団体（おひさま文庫、フェニックスONO、市場中最後の卒業生、ポップコーン）新規団体1団体（富楽和倶楽部）</p>

## 大部地区地域づくり協議会

活動件名	目的・内容
「あいさつ運動」 (心豊かな美しいまち部会)	○あいさつを通して人々の交流を図り、明るく住みよい地域づくりをめざす。 ・小学校・コミセンにのぼり旗設置 ・「地域づくりはあいさつから」、「あいさつ運動実施中」看板の継続設置・整備 ・保育園・所の運動会、イベント時に啓発グッズ(ポケットティッシュ)を配布するキャンペーンを行う。
「美しいまちづくり」 (心豊かな美しいまち部会)	○美しい心豊かな人づくり、まちづくり ・拠点となるコミセンおおべに花を植栽 ・児童や園児と一緒に花の植栽を通じた交流の実施
「青少年健全育成」 (青少年健全育成部会)	○こころ豊かな人づくり、まちづくり、コミュニティづくりをめざして、地域ぐるみで青少年の育成を推進する。
① 講演会	・2回実施
② 安全・安心パトロール	・子供の非行を防ぐため、大きなイベントでパトロールを実施する。
「安全・安心」 (青少年健全育成部会)	○安心して暮らせるまちづくりを目指す。
① 子ども見守りパトロール	・子どもたちが安心して通学できるよう、毎日通学路の立ち番をしていく。
② 飛び出し人形の維持管理	・飛び出し人形の修理 2個
「イベント」 (にぎわいと交流のまち部会)	○イベントを通して、交流を深め ひとつづくりわづくりを図る。
① 桜づつみウォーク	・4km、8kmコースを体力により選び、参加してもらう。チェックポイント、出店や子ども広場も設け、桜づつみ回廊をウォーキングする。
② おおべの荘	・「おおべの荘」は、住民主体のイベントとして各町がテント出店で食べ物等を販売し、広場では子どもや老人がゲームをして楽しむ。ステージではメインの二胡演奏をはじめ、児童のよさこい、高校生の空手演技、大学生のチアリーディング演技など多彩な催しを実施した。
③ おおべ野外シアター	・ディズニー映画「塔の上のラプンツェル」を無料上映した。周辺は、出店・子どもひろばでにぎわいを見せた。
④ ふれあいのつどい	・サークル生の作品展示、発表会、演芸大会を中心として行うとともに、地域の方の発表と保育園児の絵画展示棟を実施した。ゲームや出店、子ども広場等を設け、高齢者向けに囲碁ボールも実施した。
「三世代交流運動」 (にぎわいと交流のまち部会)	○スポーツを通して地域住民の世代間の交流を図り、「ひとつづくり、わづくり」を目指す。
三世代交流グランドゴルフ大会	・9町から13チームが参加し、秋空の下グランドゴルフ大会を実施する。
「企画・広報活動」 (企画・広報部会)	○当会の企画部門を担うとともに、広く住民に活動をPRし、地域づくりの浸透を図る。
① 機関誌発行	・機関誌「WE LOVE おおべ」の発行
② ホームページの運営管理	・ホームページの運営管理
③ 活動発表	・北播磨絆プロジェクト交流広場大会でパネル展示と活動発表
④ 会則の見直し	・会則を見直し、一部改正を行った。
「支援活動」 各種団体支援	○地域づくりを推進する団体に対する支援 ・各種団体の地域づくり活動に対して、財政的支援及び指導

## 下東条地区地域づくり協議会

活動件名	目的・内容
花いっぱい運動	<p>○「ガーデニングシティおの」を目指し、地域コミュニティの拠点であるコミセン下東条を花いっぱいにするため。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・5月 ベゴニア等、約800本植栽、ハーブ挿し木講習会開催</li> <li>・11月 パンジー等 約1,700本植栽 寄せ植え講習会開催</li> <li>・配布先 小田・菅田駐在所、JA下東条支店、小田郵便局</li> </ul>
第33回下東条地区夏まつり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第33回夏まつりを盛大に開催して地域住民の交流の場を確保する。</li> <li>・全員参加型の総踊り</li> <li>・地元保育園3園の園児と保護者によるおどり</li> <li>・地元保育園3園の園児による太鼓おどり</li> <li>・サークル生によるおの恋おどり</li> <li>・スポーツ推進委員会による花火打ち上げ</li> </ul>
第39回下東条地区体育祭	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スポーツ推進委員会が企画から運営まで主体的に実施する。幼児から高齢者までみんなが参加できる13種目の体育競技を通じて地域住民の親睦と交流を目的とする。</li> <li>・各競技は、各町対抗の形で実施。</li> </ul>
下東条地区ソフトボール大会 バレーボール大会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スポーツ推進委員会が企画から運営までを主体的に実施する。</li> <li>・町別対抗でソフトボール大会とバレーボール大会を行い、各町の親睦交流と健康維持を目的とする。</li> </ul>
高齢者交流グランドゴルフ大会 高齢者交流ゲートボール大会 高齢者交流ウォーキング	<ul style="list-style-type: none"> <li>・グランドゴルフ、ゲートボール、ウォーキング、誰もが気軽に楽しめるスポーツを通じて下東条地区高齢者の健康増進と親睦を深めることを目的とする。</li> </ul>
第33回下東条地区文化祭	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コミセン下東条サークル生、地元保育園3園の園児、小学校児童、老人クラブ等が集い、作品展示・芸術発表等を通してふれあい交流と親睦を深めることを目的とする。</li> <li>・初日は、作品展示を開催し、運動場では老人クラブ会員によるゲートボール大会を行う。</li> <li>・2日目は、地元保育園3園の園児による鼓笛パレード、ダンスでオープニングを飾り、芸能発表と作品展示を行う。</li> <li>・地域づくり協議会による模擬店を運営し、たこ焼き、焼きそば、綿菓子、ポップコーン、ジュース、お茶等を販売。</li> <li>・味彩会が、混ぜご飯、あんぱん等を販売</li> </ul>
広報紙発行	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域づくり協議会の活動や地域の情報を発信するため広報紙「ふるさと下東条」を発行する。</li> </ul>
企画部会スタッフパソコン研修会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広報紙「ふるさと下東条」を編集、作成するために企画部会スタッフのパソコン操作のスキルアップを目的とする。</li> </ul>
ホームページ管理運営	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域づくり協議会活動の活動内容等を発信するため地域づくり協議会のホームページを管理運営する。</li> </ul>
地域づくりパソコン講習会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・企画部会スタッフが、講師と補助指導員となりパソコン研修で学んだことを活かして、ボランティアで地域の希望者にパソコン指導する。</li> </ul>
プレゼンテーション発表	<ul style="list-style-type: none"> <li>・企画部会スタッフが、平成23年度の地域づくり協議会の活動内容についてプレゼンテーションを作成する。</li> </ul>

## 関係行政機関窓口（小野市役所）

担当課	業務内容	電 話
市民課	公的年金に関すること 国民健康保険に関すること 後期高齢者医療に関すること	63-1005
社会福祉課	民生児童委員に関すること 障がい者福祉に関すること 生活保護に関すること	63-1011
高齢介護課 (福祉総合支援センター)	高齢者福祉に関すること 介護保険に関すること	63-1060
子育て支援課	児童福祉に関すること 保育所に関すること アフタースクールに関すること ひとり親の支援に関すること	63-1645
健康課 (福祉総合支援センター)	健康に関すること <ul style="list-style-type: none"> <li>・健康診査、相談</li> <li>・母子保健</li> <li>・予防接種 など</li> </ul>	63-3977

## 小野市地域福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づく小野市地域福祉計画（以下「計画」という。）の策定を行うに当たり、小野市地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) 計画の策定に係る調査等に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員16名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げるもののうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 住民団体の代表者等
- (3) 関係団体の代表者等
- (4) 行政関係者
- (5) 前条に規定する所掌事務遂行のために必要な者

(任期)

第4条 委員の任期は、平成25年3月31日までとする。

(委員長等)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長及び副委員長は、委員の互選とする。

- 2 委員長は、委員会の会務を統轄し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

(構成委員以外の出席)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、会議に当該構成委員以外の者の出席を求め、意見を聴き、資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、市民福祉部において行う。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、平成25年3月31日限り、その効力を失う。

(招集の特例)

3 この要綱の施行の日以後最初に開かれる会議は、第6条の規定にかかわらず、市長が招集する。

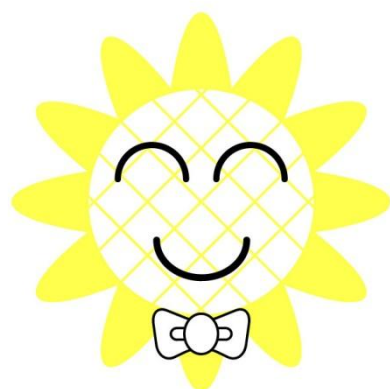
## 小野市地域福祉計画策定委員会委員名簿

平成24年11月現在  
(敬称略)

選出区分	氏名	団体名	備考
学識経験者	谷口 泰司	関西福祉大学社会福祉学部	准教授
	岡村 龍一郎	小野市加東市医師会	副会長
住民団体の代表者	増山 裕	小野市連合区長会	会長
	貝原 一	小野地区地域づくり協議会	副会長
関係団体の代表者等	岸本 龍雄	小野市民生児童委員協議会	会長
	河島 喜代美	小野ボランティアグループ連絡会	会長
	山本 義仁	小野市老人クラブ連合会	会長
	依藤 順子	小野市女性団体連絡協議会	会長
	横山 種機	小野商工会議所	専務理事
	岸本 真理子	兵庫県保育協会小野支部	支部長
	松井 俊明	小野市社会福祉協議会	事務局長
行政関係者	杉瀬 弘	兵庫県(加東健康福祉事務所)	福祉課長
	松野 和彦	市民福祉部	部長
	小林 昌彦	地域振興部	部長
	松井 伸行	教育委員会	次長
	田路 絵美	障がい者地域生活・相談支援センター	相談員

### 3 計画策定の経緯

平成24年11月16日	第1回小野市地域福祉計画策定委員会 ・・・委員委嘱、第1期地域福祉計画検証等の情報共有
平成25年 2月 1日	第2回小野市地域福祉計画策定委員会 ・・・計画素案提示・検討
平成25年 3月28日	第3回小野市地域福祉計画策定委員会 ・・・計画案提示・承認



第2期小野市地域福祉計画  
平成25年3月  
小野市市民福祉部社会福祉課  
〒675-1380  
兵庫県小野市王子町806番地の1  
TEL (0794) 63-1011  
FAX (0794) 63-1204